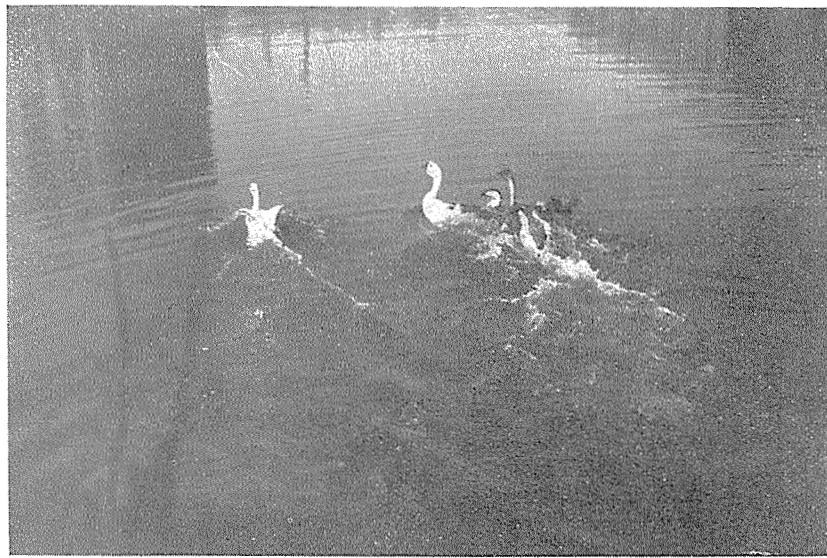


報學大西關

行發日五十月三

號七十七第

年五和昭



目次

挿繪——のどか(表紙)——中村留學生歸朝

歡迎會——仁德帝陵に於ける皇陵崇敬會

勞働法の基礎觀念

教授 吉田 一枝

狩獵民族と奴隸制度

講師 辰 巳 經 世

ハイテイガーに於ける形而上學と基礎的
存在論

講師 菅 守 常

學 內 報

學則改正——卒業式豫告——校友總會暨校友

懇親會開催豫告——衆議院議員當選者——高

等試驗合格者——移動——二商電報

校 友 彙 報

學 生 彙 報

居中調停 Mediation に對する Conciliation
の地位

校友 加地 良七

千里山歌壇

圖書館彙報

新刊紹介

勞働法の基礎觀念 (八)

教授 吉田 一枝

目次

- 第一節 人格權
- 第二節 勞働權
- 第三節 生存權 (以上既載)
- 第四節 勞働全收權

何等の勤勞することなくして贅澤三昧酒池肉林の限りを極めてゐる人々と、働いても働いても尙ほ其の日其の日の生活の必需品すらも儲け得ることが出来なくて貧窮のどん底に沈淪してゐる人々とを目のあたりに観るならば——そしてそこに人間の良心と理性と人間の感情とを有するならば、彼の有り餘れる財をこれらの貧しき人々に頒與することは出来ないものであらうかと云ふ様な惻隱の思考は人類の歴史と共に古から存する考方である。

富者の有り餘れる財を貧者に頒與するの可否の問題は別と致しますが、若し有り餘れる富者の財を取りあげて之を貧窮者に頒與するものと假定するならば何を標準とすべきでありませうか。之には大體二つの説がある。その一は勤勞所得を是認し不勞所得を否認する立脚點より一切の不勞所得 (Arbeitslos Einkommen) を徴收すべしと云ふものと。その二は經濟的平等 (égalité réelle) と云ふ立脚點より勤勞と不勞とを區別せずに生活生存に必要な所得を標準として、それ以上の財を徴收すべしと云ふものである。社會主義者は理論とし主義としては第一説を採る様であるが實行策としては第二説を採る様である。

啄木は「わが抱く思想はすべて金なきに因するが如し秋の風吹く」と歌ひ、孟子は「恒産なき者恒心なし放僻邪侈爲ざる所莫し」と説いてゐる。

この種の考へ方は確に一面の眞理を含んでゐる様である。然しこの詩人の歌はこの外にも含蓄がある様である、それは金なき者、産なき者は金ある者、産ある者と同じ様に現代資本主義の利潤文化と權力文化の二つの城壁に囚はれてゐないと云ふ事實であらうと思ふ。金ある者、産ある者、富める者の原則として常に現狀維持を主張し概して保守反動的である。而して人類階級的繫縛の思想より脱却し超越し

難いものである。人類階級の非繫縛的思想はまた民衆詩人の所謂「金なきに因するが如し」である。例へばキリストは神の國の福音を説いた時は權力者も富者も皆な反對したのであつたが唯だその言に耳を傾け神の聲を傾聴した多くの者は貧しき人々であつたのである。茲に所謂貧しき人々とは相對的の貧乏ではなく絕對的の貧乏を意味する、絕對的の貧乏とは日々の生活にその必需品すらも得られない状態にあることを意味する、この意味に於ける貧乏である。故にキリストは幸福なる哉貧しき者よと云ひ又總て勞する者、重荷を負ふ者我に來れと祝福したのである。而してこの種の人々の大部分は現代に於ては金なく産なき勤勞無産大衆である。

英國は富める國である、養老年金、健康保險、失業保險、災害賠償法等の諸制度の外に救貧法がある、英國の如き富める國でも救貧法によつて救助せらるゝ人数は年々百萬人を下らないのである。我國の大正十四年の所得稅統計(當時は免稅點八百圓)に於て第三所得稅を納入した人が百八十九萬八千人、そのうち家族は四十六萬六千人である、故に世帯主は百四十三萬二千人となる。之を日本内地全人口の世帯主數千二百萬人に比較すると所得稅を納入する世帯主數は僅に一割二分にも足らないのである即ち残りの八割八分迄は年收八百圓にも達しない人々——國民の大多數を占めてゐる現狀である、換言すれば我國では無産大衆が全國民の約九割を占めてゐるのである。

總ての勞働者は自己の勞働によつて產出したもの、收益の全部を受取るべき權利——社會の各員は彼の勞働の全收益が法律秩序によつて彼に歸屬せらるべきことを要求する權利——即ちあらゆる勞働者の分配要求である。故に若し唯だ一人がある物財を產出したならばその物財は彼のみに歸屬しなければならぬ若し多數人が共に働いて新しい物財を產出したならば各勞働者はその物財の交換價值の中から自己の働きによつて、その物財に附け加へられただけのものを頒與されなければならぬ。之を要約すれば各人の所得は其者が勞働をなした分量に比例して定められなければならないと云ふのである。正當なる勞働所産の全部を收得し一切の嫌忌すべき不勞所得を絶無ならしめんとするものである。之を勞働全收權と云ひ全勞働收益權と云ひ或は勞働收益全部に對する權利 (das Recht auf den vollen arbeitsrecht, Right to the whole produce of labour.) と云ふ。

即ちこの分配原理の支配の下に於ては、勞働者の收益は完全に勞働者に分配歸屬されることになるのであるから、そこには不勞所得(地代利潤)と私有財産の存在は不可能となる譯である。然し多數人の然も繼續的共働によつて作出された物財の交換價值は如何にして之を之等の共働者間に公正に分配頒與され得べきかである。

之が大きな問題である。之に對し從來多くの社會主義者の考案によれば

第一には個々の労働者がある、而して勞作のために費された労働時間の長短をのみ基準としてその労働者の報酬測定を定めんとするもの、所謂時間労働の制度 (System der Zeitarbeit) である。之は現在の資本主義制度の下に於て用ひらるゝ言葉で云ふならば時間拂制度による賃金にしようとするものである。(Noyes; History of American Socialism)

第二には一定の期間に於て提供される平均労働給付を基準として、その労働の報酬測定を定め所謂平均労働の制度 (System der durchschnittsarbeit) である。之は現在の資本主義制度の下に用ひらるゝ言葉で云ふならば出來高拂制度による賃金にしようとするものである。(Rodbetas; das Kapital. Wilhelm Weitling; Garantien der Harmonie und Freiheit.)

労働全收權の思想は既に古くジョンロック (John Locke, 1632-1704) の「政治論」に之を窺ふことが出来る、彼は土地は本來共有のものなりと云ひ、財産に對する眞實の特權は労働なりと云ふてゐる (Beer, M., History of British Socialism.) ヌアダムスミス (Adam Smith 1732-1790) の「富國論」に於ては「土地の私有と資本の蓄積との未だ行はれない原始自然の社會狀態に於ては労働の全收權は労働者に歸屬する」と云ふてゐる。(Smith; Wealth of nations.)

凡そ富(財)の分配方法はその人の思想、主義、立脚點等により種々に考察されますが大體三つの方法があらうと思ふ。その一は權力による分配方法、その二は交換による分配方法、その三は慾望又は必要による分配方法である。

茲に權力による富(財)の分配方法とは或は又之を封建的の分配方法とも云へ得べく奴隸制度農奴制度はその著例をなすものである。交換による富(財)の分配方法とは或は又之を資本家的の分配方法とも云へ得べく何等かの代價を支拂ひその代りに必要な物を獲得すると云ふこと即ち人に物を與へる代りに何か物を貰ふと云ふ思想に基くもので、一種の打算主義で換言すれば給付反對給付の方法である。この方法は現在行はれてゐる財貨の分配方法であるが、社會主義的社會秩序の下に於てもこの方法が行はれ得ると云ふのである。それは労働全收權の制度これも亦一種の交換による分配——働いたら働いただけの物を頒與すると云ふ思考に基くものである。然し何と云ふてもこの制度は算盤勘定の制度であると云はねばなりません。社會主義的社會秩序の下に於ては、この打算主義的方法は超脱されなければならぬのである。次に慾望又は必要に應じて分配する方法——之が則ち全労働收益權の思想で給付反對給付の考方を超越したものである。之の制度は社會主義者の所謂

來るべき社會に於けるのみならず、現在に於ても吾々の家庭生活内に於てはその實現を見るのである。即ち家庭内に於ては家族各員の業績によることなく、慾望を標準とし必要に應じて生活資料が頒與されてゐるのである。然しこの家庭生活に於て行はるゝ分配方法——給付反對給付によらず交換又は權力によらず、社會又は家庭に對して爲せる貢獻業績給付に關係なく必要に應じ慾望に應じ、勞務が提供せらるゝ仕組は一般的普遍的なものではなく、例外的稀有的な實例に過ぎないものであらうと思ふ。ラスキンの「此後至者にも」(Unto this last) に引用してある聖書の句——働く者の報酬は人々の必要慾望によりて頒ち與へらるべし——と云ふ様なことは寔に望ましい限りであるが、やはり宗教的理想を説いたもので、どうも此の世の物ではなさそうである。生存權の理想を説いたものであらうと思ふ。

労働全收權を最初に科學的に論じた人はウィリアム・ゴドウィン (William Godwin 1765-1836) である。氏は「政治的正義の研究」(Godwin, W., An Enquiry concerning political Justice, and its Influence on general virtue and Happiness.) の財産論には財産分配の形態を三段に分ち

第一には事物はすべて最もよく利用し得る人が之を所有すべきものである、換言すれば之は慾望を以て財の分配の標準となすべしと云ふことで、アントンメンガーの所謂生存權の思想に該當するものである。而して之は多くの家庭生活内に於て行はれ又アメリカの共產村に行はるゝものである。

第二には各人は彼の労働の所産を自由に處分することに存してゐる。換言すれば財產は自己の労働の所産であるからその財の所有權は自己の労働によつて生じたものであると云ふことに存してゐる。之はアントンメンガーの所謂労働全收權の思想に通ずる觀念である。

第三には私有財産である。氏はこの制度の本質は他人の労働によつて財産を蓄積すること、不勞所得を占有する權利を意味することになるのである。之はアントンメンガーの所謂労働權の思想に相通する觀念である。但しウィリアム・ゴドウィンはかかる徹底せる分配原理の行はるゝ前には、第一には各人の有する財産は他人が必要とする場合には何時にても提供する道義的義務を履行する様に人類は智的及道徳的に完全に改變せらるべきものなること、第二には性慾は理性によつて完全によく統制せられ、世の中は決して人口過剰の苦悶に陥ることなかるべしとの二つの前提を置いてゐることに留意しなければならないのである。之は所謂マルサスの「自然の法則及人類の性情」(the laws of nature and the passions of mankind) を無視するものでメンガーの生存權とも若干異なり、何と云ふても空

想的獨斷的なりと云はざるを得ないのである。

ロバート・オーエン (Robert Owen 1771-1858) は愛すべき理想主義者であつた。氏は貧乏の原因は人々が互に競争するためであるから生産の手段たるべきものをすべて共同にし全體の利益のために使用すべきであるとなし、一八二五年八百人の同志を率ゐてアメリカに渡りインデアナ州に「ニューハーモニー共産村」(New Harmony Community of Equality) を建設しその主義理想を實現に着手したのである。この共産村の憲法は「この共産村の一切の成員は一家族と考へらるべし何人と雖もその職業の故を以て尊敬又は蔑視せらるゝことなかるべし」「凡ての成員に彼等の年齢に應じて提供せらるゝ食物、衣服及教育は出來うる限り同様なるべし且つ實行しうる限り速かに凡ての成員は共同の家に住み凡ての點に於て同様なる家財を有つべし」「各人は彼又は彼女の最上の勤勞を全體の福祉のために提供すべし」。氏は二ヶ年の歳月と巨額の財力と精神力とを傾注し勞力致しましたが失敗に歸し一八二七年六月共産村を去つて英國へ歸つたのである。氏は失敗の跡を回顧して「共同の利益のために熱心に仕事に従事し而して一つの共同の家族として生活すべしと云ふ趣旨の教育を豫め受けて居ない多數の人々を結合さすには時機尙早である」と云ふてゐる。氏は「一切の富は勞働と智識とから生ずるものである、而して勞働と智識とは一般にそれが費された時間によつて計算される」と云ひ一八三二年九月に勞働交換銀行 (Labour exchange Bank) の提案を發表しロンドンに創設したのである。それによればその團體の各員はその銀行の店舗に商品を寄託することが出來、之に對しその評價の標準により「勞働貨幣」(labour notes) を受取る權利を有するのである。價值の單位は一勞働時であつて之に半シリングの金屬貨幣に當るとされてゐる。次に各商品に就ては原料の價值により又は勞働者によりそれに消費された勞働が評價さやるのである、而して各寄託者は評價人の見解により十人並の勞働者がその商品に費すものとなさるゝ勞働時を受取るのである。この企は始めの程はかなりの成功を見、四ヶ月間に四十四萬時間の勞働が供託され三十六萬時間が交換されたのであつたのであつたが勞働時間算定の困難、不正なる加入者の増加、必要品の缺乏、不用品の堆積となり遂に一年ならずして一八三三年末には勞働交換銀行は閉鎖せざるを得ざるに立ち到たのである。

今若し社會主義者の主張する社會秩序が實施せらるゝものと假定するも現在ある如き勞働の價格は相變らず維持せられ唯だ不勞所得 (地代利子) がなくなるから之に應ずる價格丈けのものが増加される譯である。而してメンガーは一切の傳統的歴史的事務を無視し單に一の一般原理にのみ基き全然新たな勞働の價值を決定することは社會主義を實施することよりも一層社會の混亂紛交を招來するであらうと云

ふてゐる。

ロッドベルトス (Rodbertus 1805-1875) は勞働全收權に對し多くの社會主義者と若干その見解を異にしてゐる。氏は「標準勞働日に就し」(über die normalarbeitstag) に於て國家は賃銀勞働及商品の價格の決定をその自由取引に委ゆることをなさず國家の公定價格制度によらねばならぬとし然も物價は現在の如き金屬貨幣を廢止し之に代ふるに勞働貨幣を以て決すべきものとして居るのである。而してその目的のため各職業に於ては標準勞働時間 (der normale Zeitarbeitsstag) (例へば一日を六、八、十又は十二時間) を定め而して各職業に於て上記の標準勞働時間の標準仕事量 (des normale arbeit weit) 例へば十人並の勞働者が十人並の技能と十人並の勤勉さとを以てその標準勞働時間内に彼の職業に於て爲しうる仕事、又は給付の數量を定め而してその一日又は一時内の給付の十人並の數量を價值の單位となし勞働者が彼がそれに實際に費した時間の長短に拘はらずこの數量のみを受取るのである、然し彼は不勞所得を廢止せんとするものではなく地代及利潤は存続さすべきものであると云ふ議論で隨つて土地及資本の所有が維持されるものであるから勞働者は前記標準給付の全數量を受取ることが出來ず、第一には國家の需要のため、第二には不勞所得のために一定の控除が行はるゝのである。氏の考案によれば一十萬標準勞働時間中三百萬が賃金、一十萬が國家の需要、地代及利潤に各三百萬充當されるのである、故に十の標準勞働時間を給付した勞働者はその中より三だけを受取ることが出來るのである而して賃金、國家の需要、地代及利潤 (不勞所得) 間の基礎的割合は國家の權力によつて確定されなければならないと云ふのである、而してすべての商品及勤勞の價格の決定、勞働貨幣の製作——之等はみな國權の決定に俟つべく、その價格はこの標準勞働日によつて定めらるべく然も國家はその價格表を定期的に改修して行かねばならないと云ふのである。主要なる商品生活必需品賃金の價格を國權より法律により規律せんとする試みは、これ迄屢々行はれたものである。例へば三百年ローマ帝國時代のデオクレティアンの勅令 (Edict Diocletian) 一七九三年のフランス第一革命當時の法律 (最高價格令 maximum) の如きそれであるが何れもみな例外なく効果の乏しきものなることが實證したのである。

ウィリアム・タムソン (William Thompson 1785-1833) はその著「人類の幸福に尤も誘導し易き富分配の原理の研究、富の任意的平等の新制度へのその應用」(An Inquiry into the principle of the distribution of wealth, most conducive to human happiness: applied to the newly proposed system of voluntary equality of wealth.) に於て勞働全收權に關し三つの分配の自然法則から出發してゐるのである。第一には 勞働はその用途に於ても又その繼續に於ても自由でなければならぬ。

第二には 勞働生産物の全部はその生産者に確保享受されなければならない——その生産物からは地代利潤及租税の形に於て多くの控除がなされてゐる。

第三には この生産物の交換は自由でなければならない——交換の自由は諸種の獨占と保護制度とによつて妨げられてゐるのである。

而してタムソンはこの三つの題目に就き相當詳細に論じてゐる。タムソンは勞働のみが交換價値の原因なりとし、この經濟的事實より推論して勞働の全收益は自己の勞働によつて價値を作出した者に歸屬しなければならぬ——各勞働者は全勞働收益權を有すと云ふ結論を誘導したのである。

各人の所得はその者が勞働をなした分量に比例して頒與されなければならないと云ふ勞働全收權を科學的に最初に論じた學者は英國のウイリアム・ゴットウィン(William Godwin)であつたことは前述の如くである。その後チャールス・ホール(Charles Hall)・ウイリアム・トムソン(William Thompson)・ロバート・オーエン(Robert Owen)・ジョン・フランシス・ブレイ(J. F. Bray)・エドモンド・ジョン・グレイ(Edmond John Gray)・チャールス・ブレイ(Charles Bray)・トーマス・ホズスキ(Thomas Hodgskin)・ヘンリー・ジョージ(Henry George)等の英國學者之を論じ獨りではブレチエナイダー(Bretschneider)・カール・マルロ(Karl Marlo)・ロッドヘルツス(Rodbertus)・モリッツフナイター(Mortizweit)・カロエ(Wilh Carove)・ウキルヘルム・ワイナリツグ(Wilhelm Weiling)・アントン・メンガー(Anton Menger)・佛國ではサンシモン(Saint-Simon)・並にサンシモン主義者バザール(Bazard)・アムファンタン(Enfantin)・プルウダン(Proudhon)等が説きつゝゐる。尤もマルクス(Max)・エンゲルス(Engels)等は勞働全收權を排斥し社會主義の目標としては空想的なることを指示してゐる。

チャールス・ホール(Charles Hall 1745-1825)はその著「歐洲諸國民に及ぼしたる文明の諸影響」(On the Effects of civilization on the people in European States)に於て勞働全收權を主張し、氏は文明の向上と富の遞増が勞働階級の社會状態に及ぼす影響を研究し、富の遞増により一方には貧者の勞働、他方には富者の不勞所得が不斷に増加するものなりと云ふてゐる而してこの貧と富との不均衡の状態は甚だしく、勞働階級は英國人口の約五分の四と推算し勞働階級は彼等の勞働の全收益の僅かに八分の一に該當するものを享受して消費し得るに止まり殘餘は地代と利潤との形に於て富者の掌中落つるものである。この故に貧者は一日の勞働時間八時間中たゞ一時間だけ自己のために勤勞するのみで残り全部の勞働時間の收益は現行の法律秩序の下に於ては凡てみな富者の掌中に歸するものであると論じてゐる。氏はこの状態を改修するために次の二案を提示してゐる即ち

第一には 各人は彼の家族の生活生存の維持に必要なだけ勞働すべきものであること。

第二には 各人は彼の勞働の全收益を享有すべきものであること。

勞働全收權(Recht auf Existenz, Right to Existence, Right to Subsistence, droit à la vie)と共に社會主義法律秩序が要求するものなることは前述せる如くである。獨り社會民主黨(die Sozialdemokratische Partei Deutschlands)はそのゴータ綱領(Gothaer Programm)に次の様なことを掲げてゐる。「勞働はすべての富とすべての文化との源泉である、而して萬人に有用なる勞働は社會を通じてのみ可能であるから勞働生産物の全部は社會に即ちそのすべての成員に屬するものである、而して之が頒與の割合はすべての人が等しく勞働義務を負担してゐるのであるから、平等の權利に從つて各人の正當なる慾望(需要)に準じてなされねばならない。今日の社會に於ては勞働手段は資本家階級の獨占する所にかゝり、その結果生じたる勞働者階級の不獨立はあらゆる形式に於ける彼等の窮乏は隷屬との原因であるから、勞働を解放しようと思へば勞働手段を社會の共有に改め全勞働を協同組合的に規律しその勞働收益を公益に從つて充用し正義に從つて分配することが必要である」と。

勞働全收權の思想——之は前述した様にアントン・メンガーは之を以て社會主義の基本的思想なりと論じてゐるが(Menger, das Recht auf den vollen Arbeitsertrag, seine Geschichtliche Darstellung, Menger, new Staatslehre, 同)思想が資本主義經濟學の鼻祖アダム・スミス(Adam Smith 1723-1790)の富國論(Wealth of Nations)に土地の私有と資本の蓄積との未だ行はれない本來固有の原始社會状態に於ては勞働の全收權は勞働者に歸屬すると云ひ、又ベンタム(Jeremy Bentham 1748-1832)リカード(David Ricardo 1772-1823)等の學說の有力なる代表者であるデホームス・ミル(James Mill 1773-1836)の「政府に就て」(On Government)に於て「社會のために出來うる限り最大幸福を實現せんとすれば各個人の勞働の生産物を出來うる限り最大多量にその者の所有に歸屬せしむる必要がある」と之によつて之を觀れば勞働全收權の思想は必ずしも社會主義に特有なるものではなく、夙に資本主義の經濟學者によつて私有財産制度の辯護のためにも用ひられたものであることを知り得るのである。

メンガー等の唱ふる勞働全收權のこの分配の原理の下に於ては勞働收益は完全に勞働者に頒與されてしまふものであるからこの權利には二つの主張がある。即ち第一、消極的の方面に於ける機能

凡ての労働は凡ての収益を求めから労働しない者は収益を求めるとは出来な
ら。故に一切の不勞所得（地代利潤）は禁止し廢除しなければならぬ不正であ
るとなすのである。各人がその所有に基いて自ら労働することなしに獲得する所
得——メンガーは之を不勞所得（Arbeitsloses Einkommen）と云ひタムソン、ゴ
ドウキン、ホール、マルクス等は之を剩餘價值（surplus value, additional value,
Mehrwert）と云ひサンシモン、サンシモン主義者、ビュツシエル及びその門流ロ
ツドベルツス等は之を賃料（Rente）利子と云ふ。不勞所得の特質は家賃地代利潤
小作料利子等に明に表はれてゐる。

第二、積極的の方面に於ける機能
凡ての労働者は自己の労働によつて産出したもの、収益價值の全部を受取るべき
ものなること——即ちあらゆる労働者の分配要求である。

労働全收權はその消極的の方面に於ける機能に於ては凡ての社會主義者によつて主
張され承認されてゐる。この承認——それは本來の社會主義的黨派と社會改良黨と
を識別する目標とすることが出来る。労働全收權の積極的の方面に於ける機能は之と
趣を異にするものである。吾々は原理上相違した三種の財産の構成を區別すること
が出来るのである、而してその労働全收權との關係に於て相互に本質的に相違して
ゐる。之等の財産の主要なる形態は次の様なものと想像される。

イ、財産物の個別使用を伴ふ私有財産——土地及資本の個別財産の存続する社會制
度の財産——即ち現行の財産制度
ロ、財産物の個別使用を伴ふ共有財産——土地及資本の個別使用（私有）の存続す
る共產制共同財産

ハ、財産物の共同使用を伴ふ共有財産——土地及資本の私有なき共產制共同財産
即ち財産は以上の三つの形態になる様である。

（イ） 財産物の個別使用を伴ふ私有財産の支配下に於ては換言すれば現在の社會
經濟組織に於ては労働全收權は到底實現する可能性に乏しいものであると云はねば
ならない。何となれば現在の社會秩序の下に於て多數の獨立企業者、財産所有者は
土地及資本（工場、鑛區、家屋、機械、原料、貨幣等）を私有し、地代、利子、小
作料、家賃、配當、利潤等所謂不勞所得を獲得しうる地位に置かるゝもので之等の
者は私有財産制度が存続する限り到底倒壊廢除することの出来ないものである。何
となれば現代の經濟組織に於て法律が保護するものは契約自由の原則と私有財産權
の安固確保とであるからである。唯だ之に例外をなすものは家庭内に於ける經濟生
活である、母が子に乳房を與へ戸主世帯主がその家族のために、子が老いたる兩親
のためにと云ふ様な分配方法——給付反對給付によらず權力によらず慾望により必

要により所要の資料が頒與されてゐる家族内の生活形態は稀有の例外をなすもので
ある。

（ロ） 財産物の個別使用を伴ふ共有財産下に於ては労働全收權は唯だ僅かに一部部
分だけは實現可能であるとメンガーは云ふてゐる、その實例は農業に應用されたロ
シアの村落共產體（Mir）である。Mir制度はロシア固有の土地共同體で太古から存
続してゐる原始共產體の基本的社會制度の遺物である。ロシアに於ては村落の耕地
牧草地、牧場、森林は村落團體の共有財産であるが耕地と牧草地とは別個の使用の
ために團體により年限を定め抽籤により現在の家族の間に平等に分配されるのであ
つて、それは所有のためでなく用益のためである、然も耕地牧草地以外の森林及放
牧地は共同使用に委せられてゐる。

（August Freiherrn von Haxthausen; Studien über die innern Zustände, das volks-
leben, und insbesondere die ländlichen Einrechnungen Russlands. 1847年）（Kausler;
Geschichte und Kritik des bäuerlichen Gemeindebesizes in Russland. 1876年）（Sim-
kowitz; die Feldgemeinschaft in Russland. 1898年）ハックス・タウゼンが Mir 制
度を發見した、數年後に獨乙のゲオルグ・ド・ウイツ・マウレルは獨乙にも太古
よりあまり遠からざる時代に原始共產體としてマルク共產體のあつたことを發見し
た。（Georg Ludwig Maurer; Geschichte der Markverfassung in Deutschland. 1856
年）

英國のチャールス・ホール、トーマス・スペンス等は之に類似した提案を示して
ゐる。例へばチャールス・ホールは前述した「歐洲諸國民に及ばした文明の諸影響
に於て、第一に長子相續制度の廢止、第二には奢侈的工業の禁止又は重税の賦課、
第三には國家は一旦土地を取上げ、それから家族數に應じ分割して各家庭に割り當
て尙ほ家族増加の割合によつて時々分配頒與を更改し、而して各家族に割り當てた
土地は不可讓的なものであるからその家族の消滅後は國家に歸屬すべきものである
と論じてゐる。

トーマス・スペンス（Thomas Spence 1750-1814）は「自由の正午の太陽」（The
meridian Sun of liberty）に於て凡そ一國內の在住者は彼がその生存權を有する當然
の結果として土地及びその附着物に對して平等の權利をもつてゐる、地主が不當に
土地を頒與することは労働者階級の不幸の源をなすものである、何となれば地主が
不當に土地を頒與することによつて労働者は地主のために働き、且つその犠牲をも
拂ふことを餘儀なくされるからである。この故に土地の所有者はすべての住民が之
に對し平等の權利を有し決して他に讓渡し得ない様な方法で、市町村又は教區に分
割交付すべきものである、然し市町村は自らその土地を經營する必要はない、寧ろ

市町村は借地料の支拂に對し七ヶ年の借地期間で最高の借地料を提供するものに之を貸與することを前提されてゐるのである、而して納入された借地料は租税及び其他の公益的費用の支辨に充用し、その殘額は在住者間に之を均分すべしと云ふのである。

即ち第二の財産形態である財産物の別個使用を伴ふ共有財産は直接唯だ農業に應用出来るのみである。何となれば土地だけが自由に分割することが出来るからである。之に反し工場その他の工業的經營場はその個々の部分（建物、機械、器具、原料等）は相協力結合してのみ初めて生産に使用され得るから之をその構成部分に分解して各個人の個別使用に割り當てる事が出来ないから工業に之を應用することはその可能性に乏しいのである。

我國の入會林、入會漁の制度はその團體員の人々がその團體社會に對してなせる貢獻給付と關係なく必要に應じ慾望に應じ勞務が提供さるゝ仕組である。而してその所屬團體員は山林、原野、水面を利用することが出来るのである。又昔は辻錢を拂はねば通行の出来なかつた道路、橋錢を拂はねば通れなかつた橋が無料で通行の出来る様になつたり、公園遊園地、無料圖書館などは僅にその例外をなすものである。

(ハ) 財産物の共同使用を伴ふ共有財産、この財産形態は北アメリカに存在してゐる共產村によつて代表されてゐるのである。これらの團體に於て生産は全然共產主義的に行はれてゐるが、消費は少數の團體にあつては大體共同的に行はれ（共同の住居共同の食事）多數團體にあつては分離した世帯に於て家庭的に行はれてゐる。共產社會は積極的には生存權の承認、消極的には私有財産制度の否認と云ふ二つの原理に立つてゐるものである。

(William Alfred Hinds; American Communities 1878年) (Charles Nordhoff; The Communistic Societies of the United States; from personal visit and observation 1875年) 今北アメリカの共產村アマナ (Amana) 團體綱領の第六條を掲ぐるならば「團體員各自は無償で食事及住宅を享有し又同時に老衰疾病虚弱の際には團體より扶養看護を受ける權利を有する外、毎年自己及團體内に住める子女及其の家族に對し共同金庫より生活費を受ける權利を有す、而してその生活費は各團體員に對し假令獨身者と雖も各個に又は全家族的に團體の評議員によつて公正にその割當額を定められ明細書の示す所に從ひ時々吟味調査せられ新に改訂増補せらるべきものなり、而してこの共產村の恩恵を受けるには我々の團體に名を連ぬる者は自發的に我々自身、我々の子弟相續人及管理人に對する賃金、資本に對する利子、收入所得の要求は一切之を放棄し又同様に團體より離れては共有地及共有財産に對する分け前を要求す

ること能はざるものなり」と。(R. Liefmann; die kommunistischen Gemeinden in Nordamerika 1922年) 然しながら純粹なる共產主義的法律秩序に於て労働全收權を實行することは決して容易なことではなく、財分配の基礎としては労働全收權よりも前述せる生存權を優れりとなすものである。何となれば労働全收權の實踐的共產主義團體の綱領によればこの權利の形跡をも發見することが出来ないからである。

例へばニューヨーク州オネイダ團體の領袖ウィリアム・アルフレッドはその著「アメリカの共產團體」(William Alfred Hinds; American Communities Brief Sketches of Economy, Zoar, Bethel, Aurora, Amana, Icaria, the Shakers, Oneida, Wallingford and the Brotherhood of the New Life, Oneida, 1878年) に於て新に團體に加入するものに對して署名すべき誓約書 (covenants) を擧げてゐる。この加入誓約書には、ハインズを領袖とする共產主義團體は加入者及其の家族に對し生活に必要な衣服、肉類、飲料、住居の如き必需品を各別に供給し彼等自身のみならず子女家庭に對て現世の幸福のため來世の冥福のために當然必要であるとされる様なあらゆる教會及學校の教育を與へ遺兒も亦當然その權利を有し、更に疾病、癱疾その他労働不能となつ場合にも労働能力者と同様な給與及扶助並に彼等の境遇が當然に必要とする様な醫藥、看護、附添、慰藉を與ふることを約して、之に對し加入團體員は自己及自己家族が能力に應じその労働によつて團體の利益と福祉とを促進し、更に團體又は團體員の誰かのためになされた吾々の労働に對し何等の代償報酬を請求することなく、又吾々又は吾々の家族が爲さねばならぬ又爲し得るものは凡て吾々の同胞のために爲した任意的奉仕と考へらるべき旨を約束するものである。

故にアメリカの共產主義團體の誓約はメンガーの所謂生存權と稱するところの權利義務の總計を規定してゐるのみであつて、各團體には彼が提供した労働の價値の合計に相當するだけの生活必需品が歸屬すると云ふ所謂労働全收權の規定に就てはこの誓約書中には少しも觸れて居ないのである。之と反對に團體員は團體から脱退する場合にも現に給付した労働に對しては特別にある報酬を要求することは出来ない旨を明記してゐる。

要するに労働全收權は土地及資本の私有を承認する今日の社會秩序とは全然相容れ難い(家庭生活を除く)思想である。個別使用を伴ふ共有財産の形態に於てはある特種の場合に限り(共產村落團體、入會林、入會漁の制度)行ひ得らるべく共同使用を伴ふ共有財産の行はるゝ形態に於ては労働全收權の實行は全然不可能ではないが頗る困難な問題である。即ち労働全收權は各個人の労働の收益の全部をそのものゝ所有に歸屬せしむるための權利であるとするならば、その權利が存在するため

狩獵民族と奴隸制度 (承前)

— 奴隸制度存立の經濟的條件
に關する若干の考察 (二) —

講師 辰巳經世

四の二

第四 太平洋沿岸居住諸部族の間では、商業及び産業が高度に發達して居る。

Kane は ioguas に就て語つて居るが、それは『Fattery 岬に於て、而してそこだけで夥しく發見せらるゝ一種の貝殻であつて、この貝殻が貨幣として使用せられ、その附近に居住する凡ゆる部族は、これを交換用具として盛に取引を行つて居る』(二) Aleuts の間では、『捕鯨業は若干の特定家族の專業となつて居り、一種のクラフト魂が父子相傳の状態に在る』(3)。Koniagas は、『戦争や狩獵によりも、寧ろ労働や商業に適して居る』彼らは實に立派なボートを作り、男も女も種々の商業に熟達して居る。彼らは交換に依つて他の部族から奴隸を獲る(3)。Tinkits の中には専門的な曲木細工人や、鍛冶屋、銀細工職等がある。婦人は非常に編物に熟達して居る。極めて立派な丸木舟が作られる。彼らは前から捕鯨に鋸を用ひて居つた。商業は既に白人到着以前から高度に發達して居つた、彼らは同沿岸の遙かに遠隔地域の居住民や奥地の諸部族とすら交易して居つた。奴隸貿易は以前には随分大規模に行はれて居つた(4)。Haidas の建造した大きな精巧な丸木舟は廣い範圍に亘つて賞揚せられて居る、彼らは屢々それを賣るために製造する。彼らは價值基準を有して居る。即ち以前は奴隸又は銅片であつたが、今では毛布をそれに用ひて居る。彼らの家は立派に飾られて居る。彼らは『各種の道具の製造に熟達して居ることゝ有名であり、殊に石材や象牙への彫刻に長じて居り、この點では北米諸部族中隨一である』(5)。Tsimshian は、前には奴隸の仲買を業とした。南方諸部族は奴隸を誘拐又は捕獲して Tsimshian に賣り、彼らはこれを賣つて、更に Tinkits や奥地の Tinneh に轉賣した。『Fort Simpson 附近居住部族の各酋長は、それぞれ一人の工匠を保有して居り、この工匠の仕事は丸木舟の修繕、假面の製造等であつた』(6)。

Anas は『銅細工に關する技術に通じて居り、且つ周邊の諸部族と商業關係を結んで居る』。彼らはその奴隸を Kotschans から購ふ(7)。Puget Sound 附近の諸部族は、彩色せられ、磨きのかげられた美しい丸木舟を有つて居る。富裕者の家は厚板で造られて居るが、この厚板は骨製の楔を用ひて木を裂いて得たものである。『彼らが他の諸部族と物々交換するに當つて、及びその富を評量するに當つて、一般には價值單位として毛布を用ひるが、Hagwa と稱する Fattery 岬頭の隨分深いところで獲れる、長い白い貝殻も亦廣く貨幣として使用せらるゝ、而してその價值は長し程大である。各種の品物を賣買するための一種の年市が、祭禮を兼ねて、彼らに依り Bajada 崎と云ふ所で催される』。『奴隸は戦争及び誘拐に依つて獲得せられ、大量的に北部諸部族に向つて賣却せらるゝ』(8)。Tacillies の間では、一八一〇年まで Hiaqua が流通手段であつた(9)。Bancroft の言ふところに従へば、Chinooks は『常に好戰的よりも寧ろ商業的民族であつた』。『彼らの元來の流通手段及び價值基準は Hiaqua であつた』。彼らはその奴隸を『戦争に依つて、若くはより一般的に交易に依つて』獲得する。Swan に従へば、Chinooks は『冬期中、白人に賣却するための非常に多くの諸商品の製作に従事する』。一種の小貝殻が貨幣として彼らの間に流通して居る。『彼らの奴隸は北方 Indians から購買せらるゝか、或は盜奪又は戦争の俘虜から得られ、且つ多くの場合更に南方諸部族に轉賣せらるゝ』(10)。尙ほこの種の例を一々擧げて行けば殆ど際限がなす。

- (1) Kane, P., Wanderings of an artist among the Indians of North America, p. 238.
- (2) Bancroft, H. H., The native races of the Pacific States of North America, Vol. I. Wild tribes, p. 90.
- (3) Ibid., p. 86; Holmberg, I. pp. 99-103, 79.
- (4) Krause, A., Die Tinkit-Indianer, pp. 159, 173, 181, 183, 186; Holmberg, I. pp. 26-29.
- (5) Krause, pp. 306, 307, 313; Swan, Haidah Indians, pp. 2, 3; Bancroft, p. 165.
- (6) Niblack, A. P., The Coast Indians of Southern Alaska and Northern British Columbia, p. 252; Bancroft, p. 166.
- (7) Bancroft, p. 135.
- (8) Ibid., pp. 211, 216-218.
- (9) Ibid., p. 122.
- (10) Ibid., pp. 238-240; Swan, The Northwest Coast, pp. 164, 158, 166.

上述せる如き商業及び産業の發達は、以下の諸項に示すが如き方途に於て奴隸制

度の發達を促進する。

(イ) 奴隸貿易は奴隸保有を便利ならしむる。戦争の俘虜は隣接部族に歸屬する従つて彼らは、遠隔の地から輸入せられたる買得奴隸よりも、その故國へ逃げ歸る機會が遙かに多い。買得奴隸は假令その主人の許から逃脱しても、直ぐ又太平洋岸の他の奴隸所有部族のために捕獲せらるゝであらう。吾々はだから、Koniagsが成年俘虜を奴隸として保有しないで、交換の方法で男性奴隸を獲得する理由を、容易く理解し得る(1)。同様に、Kaneに従へば、Vancouver Island 附近の Cowichins の一酋長は、『多くの俘虜を捕へては、常に遙かに北方の部族に賣却し、かくて彼ら自身の部族へ逃げ歸る機會を少からしめる』(2)。

(ロ) 漁業用具の高度の完成(丸木舟、網、銛等)の域に達して居る場合には、漁撈の報酬はより大であり、従つて漁撈奴隸の勞働の生産物は、そがもつと粗朴な仕方では營まるゝ場合よりも、彼の慾望充足の必要量を超過する部分が大である。換言すれば勞働力の餘剰、従つてその搾取の可能性がより大である。

(ハ) 自由民が商業や産業に専ら没頭すればする程、より粗朴な仕事(漁撈、舟漕、料理等)をなさしむるために、奴隸を必要とすることが大である。商業自身も亦商業旅行に際して、商品運ぶとか、舟を漕ぐとかいふ如き賤役を要求する。

(ニ) 部族内商業(それが行はれて居る場合には)の今一つの効果は、定住生活及び食物豊富と相俟つて、これらの諸部族が狩獵民族の如く爾く好戰的でないといふことであらう。即ち、その故に彼らは、その有能なる精力を戦争に使用するを要せず、戦争に従事せざる男性奴隸を保有することができる。吾々は既に、Koniagsが『戦争及び狩獵によりも、寧ろ勞働及び商業に適して居り』Chinooks が『常に好戰的よりも寧ろ商業的民族であつた』ことを見た。他の諸部族に關しては、戦争が極めて頻繁であるかどうかといふことが明かに報道されてはゐないが、人類學的諸文献を通じて吾々の受くる印象は、Sioux, Ojibwayその他同種の民族の間に於けるが如く、やう頻繁ではなからしむることである。

(1) Holmberg, I. p. 79.

(2) Kane, p. 220.

第五 財産及び富が高度に發達して居ること。Schmoller は言ふ、『吾々は今や、村落を有し、或程度の發達せる交通機關、即ち犬槽、馴鹿等を有し、狩獵及び漁撈に關する或種の社會的組織を有し、裝飾物及び奴隸を有し、富者と貧民の區別を有する、若干の定住狩獵及び漁撈民族の例のあることを知る、例へば北部カリフォル

ニア、北部アジア、カムチャツカ等に於て然うである』(1)。Koniagsの間では『或個人が有名ならんと野心を有つ場合には、饗宴が催される』。彼らの間では、或人間の富は、前にはその所有する獵虎の皮の數に依つて決せられた(2)。Tim-itsの間では、私有財産は衣類、武器、道具、狩獵領域、商業路等を包容する。貴賤は出自によりも寧ろ富に依存する(3)。Haidasに關して Bancroft は言ふ、『身分及び權力は、道具、妻及び奴隸より成るところの富に、主として依存する。この部族中で最大勢力を有する魔術師(Medicine-men)仲間への加入は、私有財産を犠牲に捧げることによつてのみ許され得る』と Swan は富者の家の前方の木柱のことを語つて居るが、それらは幾百枚もの毛布、即ち一千弗にも達する價格を費して、極めて精巧に曲げられたものである。だから、たゞ非常に富める者たちのみが、かういふ柱を購ひ得るに過ぎぬ(4)。Kane は Cowichin 酋長の、驚くべき豪華なる饗宴の全景を描いて居る(5)。Nootkasの間では、『私有財産は小舟及び食料獲得用具、家禽、奴隸及び毛布より成る』。『生活の必要以上の財産の蓄積は、ただ大饗宴日に當つて贈物として分配し、爾うすることに依つて富裕と鷹揚とに對する名聲を贏ち得るといふ目的のためにのみ、望ましいこととされて居る』(6)。Jewittの語るところに従へば、Ahtsの間では、王は頻繁に饗宴を催すことに依つて品位を保持しなければならぬ、然らざれば、彼は王らしく振舞ふものとは考へられないで、普通の人間と同様に見られるに至る(7)。Boasは Kwakiutl Indianに關して、『高位獲得の方法』を述べて居るが、それは『Potatch 即ち財産分配の方法に依つて達せらるゝ』(8)。Taculifesの間では『誰でも時々村落饗宴を催すべき mity 即ち酋長となる』(9)。Bancroft は Puget Sound Indiansに關して、『財産が時々相續せらるゝことはあるが、然し、私は何ら世襲的な身分又は階級を見受けな』と語つて居る(10)。等々。

(1) Schmoller, Grundriss, I. p. 195

(2) Bancroft, p. 84; Holmberg, I. p. 112.

(3) Krause, pp. 167, 122.

(4) Bancroft, p. 167; Swan, p. 3.

(5) Kane, pp. 220, 221.

(6) Bancroft, p. 191.

(7) Brown, Adventures of John Jewitt, p. 216.

(8) Boas, Kwakiutl, p. 341.

(9) Bancroft, p. 123.

(10) Ibid., p. 217.

財産及び富——上來用ひ來つたこの概念は可なり曖昧であるが、筆者はこれらにそれぞれ制度的及び量的意味を、暫定的に賦與して置く——のこの發達が、奴隷制度に與ふる効果は次の如くである。

(イ) 社會的身分は主として富に依存する、従つて奴隷は、有能なる獵人若しくは漁夫であり得るし、又かくの如き意味で價値を認められ得る、だがこのことは彼が文無漢とし蔑視せらるゝこととは矛盾しない。

(ロ) 生活に直接必要なるもの以上の財産の蓄積は、然らざる場合よりも多くの勞働を要求する、加之、多くの奴隷を保有するといふことは富裕の表象であり、従つて名譽とさるべきことなるが故に、それは一層多く慾求せらるゝ。吾々は、この點に關して、太平洋岸居住部族の一酋長に關する Kane の次の如き報道を引用し得る即ち『その酋長は、巨大なる木製の偶像を建設するに當つて、五人の奴隷を犠牲に捧げ、その像の下で虐殺し、而も誇らかに彼らの間でかくも多くの奴隷を殺し得る者が他にあらうかと豪語した』。又 Holmberg は、Tinkits の間で貴族たちが享受するところの尊敬は、専らその富に、即ちその保有する奴隷の數に依存すると言つて居る (1)。

(1) Kane, p. 216, Holmberg, 1. p. 14.

五

前節に擧げられたる五主要原因は、然し、それぞれ獨立して作用して居るのではない。食物の豊富といふことは、當該部族をして固定住居を有し、大集團をなして生活し、食物を貯藏する等のことを可能ならしむる。若し食物が豊富でなかつたらば、商業及び産業の大した發達は不可能であらう、蓋し凡ゆる時間と精力とが専ら食物獲得のために費消され終るべきを以てである。又定住生活は著しく産業の發達を促進せしめる。若し商業及び産業に於て見るべきものがなかつたならば、富は極めて貧弱な状態に於てしか存在しないであらう。産業の發達は又、食物の獲得を更に容易ならしむる。かくの如く比較的に高度に發達せる經濟状態の原初的、第一次的原因を何に求むべきかは容易に斷定し得べきことでなく、又こゝに吾々が研究を要する當面の題目の埒外に屬する問題である。

更に注意しなければならぬのは、かくの如き經濟的狀態が、常に奴隷制度の原因である許りでなく、逆に或程度までその結果でもあるといふことである。商業及び産業、財産及び富の發達は、疑もなく奴隷制度に依つて著しく促進せらるゝ。既に述べた如く、より粗朴なる仕事を奴隷に負課することに依り、奴隷所有者は彼自

身の時間と心を、より多く商業及び産業の方面に傾倒し得る。誠に Bagehot が言へる如く、『閑暇は原始社會に取つて非常に重要である、而して奴隷のみ人々(自由民——筆者)に閑暇を供し得る』(1)。更に、奴隷の保有が富の蓄積を促進することは、殆ど言ふを要せず、貿易業者を富ましむる奴隷貿易が、奴隷制度の存在せざる時、全然成り立ち得ないことも自明である。かるが故に、吾々は、上來取扱ひ來つた諸部族の間に於て、奴隷制度は、經濟状態が幾分より低い段階に在つた時から既に存在して居つたに相異ないと結論してもよい筈である。

(1) Bagehot, W., *Physics and politics*, p. 72.

他面太平洋沿岸に於て、奴隷制度の發達を促進せしむる傾向ある今一つの事情がある。即ちこれらの諸部族が幾分同系的な集團を形成して居り、且つ互に密接な交渉を有するといふことである。そこで吾々は、彼らの或ものが、自然發生的に奴隷制度を知るに至るが如き經濟的發達段階に未だ達せずして、その隣族達への模倣から奴隷を有するに至つたといふやうなこともあらうと想像し得る。奴隷貿易がかゝることを極めて容易ならしむる事實を考慮に入らば一層然りである。勿論こゝに問題とする一團の諸部族は、悉く完全に同系種族であるとは言ひ得ないが故に彼らの高度に發達せる經濟生活の拙寫を、これら諸部族に一律に當て嵌めることは誤りである。例へば Simlikameen の夏期及び冬期住居は、寧ろ極めて原始的である。彼らはその食物を大部分狩獵に依つて得る。彼らの間に於ける商業及び産業、財産及び富の發達に關する記述は何もない、たゞ後に至つて彼らが馬やその他の家畜を所有せることに就ての若干の報道に接し得るのみである(2)。又 Niblack の語るところに依れば、Tsimshian は Tinkits 及び奥地の Timet 奴隷を賣りつけるが、然し、『この最後の部族は、海岸から奴隷の供給を受けるが、世襲的奴隷を全然所有してゐない』(3)。これ以上の特例を擧げることにはできないが、然し、これら奥地の Timet の間では、奴隷制度は未だ萌芽的狀態に於てしか存在せず、而も奴隷貿易なかりせば全然存在しなかつたであらうと推論することは誤りでないと言ひ得る。初期の人類學者たちは、社會制度の模倣及び轉入の効果を餘りに過大に評價し過ぎて居るが、然し吾々は又他の極端に陥つて、それを餘りに輕視してゐない。

(1) Allison, Mrs. S. S., *Account of the Simlikameen Indians of British Co.*

Jumbia, pp. 302, 306, 315. 尚ほ前號第十六頁上段第六行、Simlikameen と

あるは Simlikameen の誤植につき、この機會に訂正して置く。

(2) Niblack, p. 252.

未完

ハイデイガーに於ける 形而上學と基礎的存在論

講師 菅 守 常

Ontologie und Phänomenologie sind nicht zwei verschiedene Disziplinen neben anderen zur Philosophie gehörigen. Die beiden Titel charakterisieren die Philosophie selbst nach Gegenstand und Behandlungsart. Philosophie ist universale phänomenologische Ontologie an sehend von der Hermeneutik des Daseins, die als Analytik der Existenz das End des Leitadens alles philosophischen Fragens dort festgemacht hat, woraus es entspringt und Wohin es zurückgeschägt.

— Sein und Zeit S. 38 —

次に紹介する論文は Martin Heidegger の Kant und Das Problem der Metaphysik 1928 F. Cohen in Bonn の Einleitung の最後の章 Die Grundlegung der Metaphysik in einer Wiederholung の大意である。本書は傑れたるカント解釈としてドイツ本國に於ても様々に賞讃されてゐる名著であるが、特にその最後の章を紹介する所以は、この章に於て氏がカントの純粹理性批判に即しての解釋を超えて自身の主著「存在と時間」の立場も自由に述べてゐるのでまことに「存在と時間」への手引きであると考えられるからである。氏もこの書を「存在と時間」への「歴史的手引」と本書の序文で云つてゐる。「存在と時間」を未だ讀まない人にはかへつてこの章を「まづ讀んでそれから始めて本書の第一章から讀まれるのがいいかと思はれる。なほ私の紹介は一般の清覽に供すべき値うちのあるものでないが、ただこの四月の新學期からこの書を演習に用ひるのでその準備として哲學科の學生諸子に讀んでいただき幾分の豫備概念を持つていただきたいと思ふからである。

目次

I 序 説

II 一つの反復に於ける形而上學の基礎づけ

- A アントロポロギイに於ける形而上學の基礎づけ
 - (a) カントの形而上學の基礎づけの成果とその据えられたる基礎
 - (b) 哲學的アントロポロギイの理念
 - (c) 人間の本質への問いとカントの基礎づけの本原的成果
- B 人間に於ける有限性の問題と現實存在の形而上學
 - (d) 人間に於ける有限性の可能なる規定の問題

- (e) 人間に於ける有限性の問題への道程としての存在問題の根源的精練
 - (f) 存在會得と人間に於ける現實存在
- C
- 基礎的存在論としての現實存在の形而上學
 - (g) 基礎的存在論の理念
 - (h) 基礎的存在論の導入と行程
 - (i) 基礎的存在論の目標
- (j) 基礎的存在論の理念と「純粹理性批判」

I 序 説

次の研究は、カントの純粹理性批判を一つの「形而上學の基礎づけ」として解釋し、そして「形而上學の問題」をば基礎的存在論の問題として、明らかならしむると云ふ課題を持つてゐるのである。

基礎的存在論とは「人間の本性に根ざしてゐる」形而上學への基礎を形づくるべきところの、有限なる人間存在の存在論的分析を云ふのである。基礎的存在論は形而上學を可能ならしむために必然的に要求せらるゝところの人間と云ふ現實存在の形而上學 (Metaphysik des Menschlichen Daseins) である。これは凡ゆるアントロポロギイ、たとえそれが哲學的なるアントロポロギイなるにしても、それより根本的に區別されてゐるものである。基礎的存在論の理念をとり出すとは、現實存在の特質的なる存在論的分析をば必須缺くべからざる要求として示し、かくすることによつて、いかなる意企及び仕方にて、またいかなる限界に於いていかなる前提の下にそれが、人間とは何んであるかと云ふ具體的なる問を提出するかと云ふことを判明ならしことを意味するのである。しかしながら、一つの理念はそれの力によつて洩れ輝き知れるものなるかぎり、基礎的存在論は、純粹理性批判の中に於て、形而上學の基礎づけの批判として眞なることが示めされ、またその中にあらはれてゐなければならぬのである。

このために、先づあらかじめ基礎づけとは一般に何を意味してゐるか云ふことが明瞭にされてゐなければならぬ。この表現は、建築の領域に於てそれを意味するところのものを實例に於て示めされる。形而上學は云ふまでもなく決して事實あるところの (Vorhandene) 建物ではなくして、凡ゆる人間の中に「自然素質 (Zurückanlage)」として現にあるところのものである。それ故に、形而上學の基礎づけとはこの自然的なる形而上學に基礎を据えること又はすで据えられてゐる基礎を新しい基礎となり換へることを意味するのである。しかしながら、すでに出來上つてゐる建物に基礎をもちたすことを問題にしてゐるかの如きかゝる表象こそ正に基礎づけの理念から退けらるべきである。基礎づけとはむしろ建築案そのものゝ設計

(Entwerfen des Bauplans) とくに、何の上にそして如何に、建築そのものが建設されるべきかと云ふ指示を與ふるところの設計ある。建築案の設計としての形而上學の基礎づけは更に一つの體系或はその諸綱目の空虚なる組立てではなくしてむしろ形而上學の内面的可能性 (Inner Möglichkeit der Metaphysik) を建築術的に境界づけること、これを選び出して特に著しく目立たしむることである。これはとりも直さず形而上學の本質の具體的な規定である。(die konkrete Bestimmung ihres Wesens) 凡ゆる本質規定は、しかしながら、本質根源の解明に於て始めて完成せられる。(Alle Wesensbestimmungen vollendet sich jedoch erst in der Freilegung des Wesensgrundes) かくして形而上學の内面的可能性の設計(くわだて)としての基礎づけは必然的に据えつけられたる基礎の支持範囲をして働く力あるものたらしめる。果して、或ひは如何に、かゝることが起るかどうかと云ふことが、基礎づけの根源性と廣さに對する批判の規準を形づくるのである。

次の純粹理性批判の解釋にとつて、形而上學の根源性が明るみに齎らさるゝことが成功するならば、かゝる根源性はその本質に従つて、この根源性がその發源性の具體的な生起の中に移されたとき、即ち形而上學の基礎づけが反復 (widerholt wird) せらるゝときのみ、正當に會得せられるのである。

形而上學が「人間の本性」の中に根ざしそして人間と共に事實に存在するかぎり形而上學はまた既に何等かの形態に於て成しとげられてゐるべきである。形而上學の明瞭なる基礎づけはそれ故に決して無からは生じない、むしろ形而上學の基礎づけにその手づけの可能性を指示するところの既存の形而上學の傳統の力或るは無力の中に於て生ずるのである。形而上學の中に含まれてゐる傳統について云へば、あらゆる基礎づけはしかしながら、その以前のものに對する關係に於ては、同一課題の變態である。かくして形而上學の基礎づけとしての純粹理性批判の解釋は次の四つの課題を明瞭闡明することを試みねばならない

- (一) その初端に於ける形而上學の基礎づけ
 - (二) その遂行に於ける形而上學の基礎づけ
 - (三) その根源性に於ける形而上學の基礎づけ
 - (四) その反復に於ける形而上學の基礎づけ
- II 一つの反復に於ける形而上學の基礎づけ

根本問題の反復とは、その根源的な從來蔽はれてゐた諸可能性の開示を意味する。この反復に依つて諸可能性を究極まで導くことによつて、この問題が姿を變じて始めてその問題の核心に於てとらへ得らるゝものとなるのである。問題を問題そのものとして維持するのである。問題を維持するとは、しかしながら、この問題を

この問題の本質の根據に於て問題として可能ならしめてゐるところのその内面的力の中に於て、この問題を自由に且つ目覺ましめてをくことを意味するのである。

可能的なるものを反復するとは、それについて既に基礎づけられた展望が成立して居りそれより何らかの成果が生じ得るやうなありきたりのものを拾ひ上げることでは決してない。かくの如き可能的なるものは、いかなる場合に於ても既に遂行されてゐる經營の中に於て各人がいつも現に所有してゐるところのあまりにも現實的なものである。かくの如き意味に於ける可能的なるものこそ正に本來的なる反復を、そしてかくすることに依つて一般に歴史への交渉關係を阻止するものである。

正しく理解せられたる形而上學の基礎づけは先づ第一に、以前のそして今の場合にはカントの形而上學の基礎づけの本原的な成果であるところのものを確かに把握してゐなければならぬ。同時にまた、カントの純粹理性批判に於ける形而上學の基礎づけの「結果」として求められるところのものに於て、そしてかくして見出されたものが如何に規定せられるかと云ふことよりして、凡ゆる反復を主導するところの可能的なるもの、會得 (Verstehen) がいかなる程度に達するか或ひはまたそれが反復されるべきものに匹敵してゐるかどうかと云ふことが察知せられねばならない。

A アントロポロジーに於ける形而上學の基礎づけ

a カントの形而上學の基礎づけの成果とそれの據えられたる基底
純粹理性批判に於けるカントの形而上學の基礎づけの個々の點に於ける研究は、その成果として、カントが最後に、存在論的綜合即ち超越 (Transcendenz) の内面的可能性の基底(根據)として超越論的構想力 (transcendentale Einbildungskraft) に行き當つたと云ふことを見出した。さてこの基底の確立、時間性としてのそのより根源的な解釋はカント自身の形而上學の基礎づけの成果と云へるであらうか？或ひはこれと異つた成果を生じるのではなからうか？

基礎づけの成果がその「結果」の中にならぬ場合には、基礎づけがその遂行の生起そのもの、中に於て (in ihrem Geschehen als solchem) 形而上學の成立證明の問題に對して何を啓示してゐるか、問はねばならない。何かカントの基礎づけに於て生起したのであるか？それは、存在論の内面的可能性の成立證明が超越即ち人間の主觀の主觀性の啓示をなしとげることによつてゐること以外の何ごとでもないのである。

形而上學の本質への問ひは人間の「心性」Gemüthsの根本的能力の統一への問ひである。カントの基礎づけは形而上學の成立證明は人間への問ひ即ちアントロポロジーに歸着することを明かにした

然しながらカントの成就したアントロポロジーは經驗的なるもので決して超越的問題提出論に充分なるもの即ち純粹なるものでなかつた。當にそれ故に充分なる、即ち哲學的アントロポロジーが形而上學の基礎づけの目的のため一層鋭く要求せらるゝのである。

カントの基礎づけの歸着が、アントロポロジーと形而上學との必然的聯關への洞觀のうちに存在することは、カント自身の言葉によつてすら明確に證明せられる。カントの形而上學の基礎づけは「終局目的に於ける形而上學」即ちそれに宇宙論、心靈論、神義論、の三つの教説の屬する特殊形而上學 (Metaphysica specialis) の成立證明を目標としてゐる。形而上學が「人間の自然素質」としてその可能性と其の限界とに於て理解さるべきであるかぎり成立證明は純粹理性の批判としては、この形而上學をその最も内面的なる本質に於て了解しなければならぬ。人間の理性の最も内面的なる本質は、理性をしそれが人間の理性であるかぎりいつもかたり動かすところのその關心の中に自らを示してゐるのである。「私の理性のすべての關心 (思辨的なる) とあるもまた實踐的なるも共に」は次の三つの問のうちに纏められる」

- (1) Was kann ich wissen?
- (2) Was soll ich tun?
- (3) Was darf ich hoffen?

この三つの問ひは、それに Metaphysica specialis としての本原的形而上學の三つの教説の結びつきをなすところのものである。人間の智識 (Wissen) はたゞ在るところのものとしての最も廣の意味に於ける自然を問題にする (宇宙論) 行爲 (Tun) は人間の振舞であつて人格と自由を問題にする。(心靈論) 期待 (Hoffen) は淨福としての不滅、即ち神との一致を問題にする (神義論)

この三つの根源的なる關心は人間を自然的生存者としてではなくして「世界市民」(Weltbürger) として規定する。そして「世界市民的意欲」に於ける、即ち本原的哲學の領域を形づくるのである。それ故にカントは彼の論理學講義の序説に於て哲學一般の概念を展開するにあつて次の如く云つてゐる「かゝる世界市民的意味に於ける哲學の領土は次の問ひの中に現はれる。(1) Was kann ich Wissen? (2) Was soll ich Tun? (3) Was darf ich Hoffen? (4) Was ist der Mensch?)

この場合には以前の三つの問に對して第四の問ひが出現してゐる。この第四の人間への問ひはその前の三つの問ひに對して外面的にしかも餘計に繼ぎ加へられたのでなからうか? 何故ならばすでに唯理的な心靈論 (Psychologia rationalis) が特殊形而上學として人間を取扱つてゐると考へられるからである。

否、カントはこの第四の問ひを單に前の三つの問いと繼ぎ加へたのではないのである。却つて彼は云ふ「根本的に云へば、我々はこれ等のすべての問ひをアントロポロジーと呼んでもいいであらう。その故は、はじめの三つの問ひは最後の問ひに關係するからである」

かくすることによつてカントは彼の形而上學の基礎づけの歸着をば他に動かし得ない程明瞭に云ひあらはしたのである。基礎づけの反復の試みはこれによつてその課題を明瞭に示めされたのである。勿論カントは單に漠然とアントロポロジーについて語つてゐるのである。然しながらこれまでの究明にしたがつて哲學的アントロポロジーのみが本原的哲學即ち特殊形而上學の基礎づけを引き受け得るのであると云ふことは疑ひ得ないであらう。かくしてカントの基礎づけの反復は「哲學的アントロポロジー」の體系的洗練をその課題として遂行せなければならぬ。故に先づ第一に哲學的アントロポロジーの理念をば規定せなければならぬのではないか?

(b) 哲學的アントロポロジーの理念

哲學的アントロポロジーとは何であるか? アントロポロジーとは一般に何であるか? そして何によつてアントロポロジーが哲學的アントロポロジーと呼ばれるものになるのであるか? アントロポロジーとは人間智を云ふ。それは肉體的、心理的、精神的的存在としての人間の本性について知り得られるところのすべてを包括してゐる。アントロポロジーの領域の内には人間の動物及植物と區別せられたる特定の種屬として單にあるものとして確立せられる諸特質のみならず、人間の蔽されてゐる素質性格、人種、性の相違もまた屬するのである。なほまた、人間が單に自然的生存者として存在するのみではなくむしろ行爲し、創造するものであるかぎり、アントロポロジーはまた行爲するものとしての人間が自分自身を行爲することによつてそれらまでつくり上げるところの、そしてつくり上げ得またつくり上げねばならないところのものを把握しやうとこゝろみねばならないのである。人間の可能と當爲は結局はいつでも人間そのものが占め得べき根本的立場——それを私たちは「世界觀」と呼びその「心理學」は人間智の全體を包括するのであるが、——之に基いてゐるのである。

人間の肉體的、生物學的、心理學的考察としてのアントロポロジー中に於て、性格學心理分析論、人種學、教育的心理學、文化形態論、世界觀の典型論として合流するところのものは、その内容から云つて見渡し難いのみならず、その問題の立て方、説明の要求、敘述の目的、傳達の形式、そして最後には、その主導的なる前提より見るも皆本質的に異つてゐる。これらの總てがそして遂には一般に存在するところ

のもの、全體が何等かの仕方であつて人間に關係せしめられかくしてアントロポロギーに算へ入れられるかぎり、アントロポロギーは非常に廣範なものとなり遂にそれらの理念は全く無規定に陥るのである。

アントロポロギーは現代に於ては最早や單に一つの學說に對する題名たるだけではなくして、現代の人間の、彼自身及び存在するところの全體に對する立場の根本的傾向を表現してゐる。かゝる根本的立場によれば、何ものかは、それが一つのアントロポロギー的解明を見出した場合にのみ認識せられ了解せられるのである。アントロポロギーは人間についての眞理を探索するのみではなくして、今や眞理一般が何を意味し得るか云ふことに對する決定を要求してゐるのである。

「いかなる時代も今日の如く人間についてそれ程多くそれ程多様に知つてゐる時代はない。いかなる時代も人間についての智識を今日程突き込んだとして複雑な仕方で表現した時代はない。いかなる時代もこの智識をそんなに迅速にそしてた易く呈供し得る時代はこれまでに無かつた。しかも今日程いかなる時代も人間とは何であるかと云ふことを知つてゐることの少ない時代はないのである。我々の時代に於て程人間が問はるべきものになつた時代はこれまでにないのである」(マラクス・シェラー、宇宙に於ける人間の地位十三頁)

マラクス・シェラーは既に幾年も以前から哲學的アントロポロギーに就いて語つてゐる。「精確なる判断力を有する人にとつては、哲學の中心問題は、人間が何であるかとして彼が宇宙の内に於て、神及び世界に對していかなる形而上學的地位と立場を占むるか云ふ開ひに還元せられるであらう」(人間の理念に就いて)シェラーはなほその特殊なる鋭さをもつて、人間の本質に就いての諸規定の多様性が單純に一つの共通の定義の中に押し込められるものでないことを認めてゐる。「人間とは一つのそのやうに廣範な様々に彩られたる多種多様のものである。だからあらゆる定義はそれに對しては短くたけの合ないものである。人間はあまりに多くの目的を持つてゐる」(同上)かくしてシェラーの努力は——晩年に於ては一層強められ新らしい生産性を持つて來たのであるが——人間の統一なる理念を獲得することに貢献したのみでなくして、かゝる統一なる理念を獲得すると云ふ課題に伴ふ本質的なる困難點と混亂とを明瞭ならしむることに貢献したのである。

然しながら哲學的アントロポロギーの持つ根本的なる難點は、かゝる多面的なる存在の本質規定の體系的統一を獲得しやうとする課題の中に於て始めて存するのでなくしてむしろ哲學的アントロポロギーと云ふ概念そのものの中に、最早やいかに豊富にして明晰なる人間學的智識を以つてしても蔽ふことの出来ない難點が存するのである。

いかにして一つのアントロポロギーが哲學的と呼ばれるものになるのであらうか？ 經驗的アントロポロギーと哲學的アントロポロギーの差はそれの有する普遍性の度合にするのであらうか？ 普遍性の度合によるとするならばいかなる度合によつて經濟的のそれが棄止せられて哲學的のそれになるのであるか？

確かに一つのアントロポロギーは、その方法 (Method) が哲學的であるかぎり即ち人間の本質觀照の意義に於て用ひられた場合には、それは哲學的と呼ばれる。かゝるアントロポロギーは、私たちが人間と呼ぶところの存在者をば、植物や動物やその他の存在者の分野から區別し、かくすることによつてこの一定の存在者の領域の特殊固有の本質編成 (die Spezifische Wesensverfassung) を明瞭ならしむることを目標としてゐる。哲學的アントロポロギーはかくして一つの人間の領域的存在論となりそして人間の領域的存在論としては、これと共に存在者の全領域を分有するところの他の存在論と並置せられる。かく解せられたる哲學的アントロポロギーは云ふまでもなく、アントロポロギーとしての問題提出方法の内面的構造の基礎に立つことなきが故に、哲學の中心ではあり得ない。

アントロポロギーはまたそれがアントロポロギーとして哲學の目標を或ひはまた哲學の出發點を、或ひはこの兩者を同時に規定するかぎりに於て哲學的である。哲學の目標が世界觀の精磨と云ふ點にありとするならば、その場合には、アントロポロギーは「宇宙に於ける人間の地位」を限界づけなければならぬものになるであらう。そして人間が、絶對的に確實なる認識の基礎づけの順位に於て、何にもましてどこまでも第一に與へられそして最も確實なるものであると云ふことが認められるならばそのときには、このやうに計畫せられたる哲學の設立は人間の主觀性をばその中心的なる頂點に置かなければならぬであらう。かくて第一の課題は第二の課題と一致し、この兩者はアントロポロギー的考察として、人間の領域的存在論の方法と成果とを利用することも出來やう。

然しながらまさにこのアントロポロギーの哲學的性格の限界づけの多數なる可能性そのものよりして、この哲學的アントロポロギーの理念の無規定がすでに明になつてゐるのである。この無規定性は、あらゆる哲學的アントロポロギーの根底に何等かの形で少なくとも潜んでゐる經驗的アントロポロギー的認識の多様性が見失はれない場合には一層明かである。

哲學的アントロポロギーの理念はそれの多義性にもかゝらはらずそのやうに自明で自然であるにしても、そしてまたそれは不可避的にいつもまた主張せられるにしてもそれと同様に哲學に於ける「アントロポロギスム」は常に攻撃せらるであらう。哲學的アントロポロギー理念は單に限なく規定されてゐないのみでなく、哲學

全體のうちに於けるその機能は不明晰に無差別に止まつてゐるのである。

かゝる陥缺は哲學的アントロポロジーの理念の内面的限界のうちにその根據を有してゐる。その故は哲學的アントロポロジーの理念そのものが明らかに哲學の本質よりして基礎づけられてゐるのでなくして反つて先づ最初に外面的に把握せられたる哲學の目標とそれの任意の出張點より始められてゐるからである。かくして遂に哲學アントロポロジーの理念の規定は、アントロポロジーとは中心的なる哲學的諸問題に對する一つの可能ある貯水池であると云ふやものになつてしまふ。かゝる特質、その外面性と哲學的疑義とを何人も見誤り得ないであらう。

然しながらたとひアントロポロジーが何等かの仕方にて凡ゆる哲學上の中心問題をその中に呼び集めてゐるにしても、しかも、何故にこれ等のものが、人間とは何であるかと云ふ問ひに還元されるのであるか？人がかゝる問ひを提出しやうと思ひついたときにのみこの問ひに還元せられるのであるか、或ひはまた、これ等の問ひが必然的にこの問ひに還元されるべきものであるか？そして若し必らずこの問ひに還元されるべきものであるならば、一體その必然性の根據はいづくに存するのであるか？云はゞ、哲學の中心問題が人間より派出し、しかもそれが單に人がそれを提出すると云ふ意味のみではなく、この問題が其の最も内面的なる實質に於て人間へ關係してゐると云つたやうなものであるか？いかなる限りに於て凡ゆる中心的なる哲學的の諸問題が人間の本質の裡にその生誕地を有するのであるか？一體いかなるものが一般に中心問題であるか、そうしていづくにその中心點が存するのであるか？その問題提出方法が人間の本質の裡に生誕地を有する如き中心點の持つところの哲學思考とは一體いかなる哲學思考を云ふのであるか？

これ等の問ひがその内面的なる體系論に於て (in ihrer inneren Systematik) 提出せられ、規定されるに非ざるかぎり哲學的アントロポロジーの理念の内面的限界は決して姿を現はさないであらう。これ等の問ひの討究なくしては、哲學の内部に於ける哲學的アントロポロジーの本質、權利及び機能を決定するに必要な地盤を見出し得ないのである。

絶えず繰り返して哲學的アントロポロジーの企が常識的論證に於て表はれそしてこの學說の中心的地位を哲學の本質より基礎づけることなくして主張するであらう同様にまたアントロポロジーの反對者はまた、人間は存在するところのものゝ中心にあるのでなくしてむしろ存在者の「大洋」がそれと並んであると云ふことを楯にとつて競ふであらう。それは一つの哲學的アントロポロジーの拒否、しかもこの拒否そのものが決して哲學的アントロポロジーの主張以上に一步もより進んだ哲學的な拒否ではないのである。

かくして哲學的アントロポロジーの理念に對する批判的考慮は單にその持つ無規定性と内面的限界とを將來したのみではなくして何よりも先づ第一に、一般に哲學的アントロポロジーの本質への根本的なる問ひを提出すべき地盤と闕とがこの問ひに缺けてゐると云ふことを明瞭ならしめたのである。

それ故に、カントが本原的形而上學の三つの問ひを、人間とは何であるかと云ふ第四の問ひに還元したと云ふそれだけの理由で、この問ひ自身をアントロポロジーに屬する問ひであるとし把握し、形而上學の基礎づけをばアントロポロジーに移し變えることは性急すぎると云ふ譏を免れないであらう。アントロポロジーは、それがアントロポロジーであると云ふ理由に據つては、必らずしも形而上學をば基礎づけると云ふわけにはゆかないのである。

然しながら、カントの基礎づけの本原的なる成果は當にこの人間の本質への問ひと形而上學の基礎づけとの聯關であつたのではなかつたか？そしてこの聯關が反復せらるべき基礎づけの課題を導くべきであるのではないか？

之にもかゝらず哲學的アントロポロジーの批判は、單に人間とは何であるかと云ふ第四の問ひを提出するだけでは充分でないと云ふことを明らかにした。之とは逆に、この問ひの無規定性そのものが、究極に於て今もなほカントの基礎づけの最も重大なる成果が未だ把握されてゐないと云ふことを示してゐるのである。

(c) 人間の本質への問ひとカントの基礎づけの本原的成果

私たちが何等か或一つの定義或ひは方式化されたるテーゼに引つかゝつてゐる間は、カントの基礎づけの本原的成果に一層近づいてゐないと云ふことが段々と明かになる。カントが言つたところのものではなくして、カントの基礎づけそのものゝうちに於て生じたところのものを再び問題にする場合にのみ私たちはカントの本原的なる哲學思考に近づきくのである。ただこの生起の解明にをのみこれまで論證遂行せられたるより根源的なる純粹理性批判の解釋は目標として目差して來たのであつた。

然して何がカントの基礎づけの生起そのものに於て本原的に明かになつたのであるか？

それは、超越論的構想力が据えつけられたる基礎であると云ふことでも無ければこの基礎づけが人間理性の本質への問ひになつたと云ふことでもなくして、それよりもカントが主觀の主觀性の開示にあつて彼自らに依つて据えつけられたる基底より後退したと云ふ事實である (dass Kant bei der Einführung der Subjektivität der Subjektes von dem ihm selbst gelegten Grunde zurückweicht)

この後退が成果に屬するのであるか？そして何がその中に起つたのであるか？人

々がカントのその誤謬を正さなければならぬとするやうな不齊合が生じたのであらうか？決してそうではない。それは反つて、カントがその上に最初に於て批判をうち立てたところの土臺を基礎づけるに際して自づから崩壊せしめたと云ふことを明かならしめてゐるのである。(Es macht vielmehr offenbar, dass Kant bei seiner Grundlegung sich selbst den Boden weggräbt, auf den er anfangs die Kritik stellte.) 純粹理性の概念と純粹感性的理性の統一 (Einheit einer reinen sinnlichen Vernunft) が問題になつた。そして主觀の主觀性への尋究、「主觀的演繹」が不明のまゝに残されたのである。カントは彼のアントロポロジーに、それが經驗的で純粹でないが故にのみ頼らなかつたのではなくして、むしろこの基礎づけの遂行に於いてこの基礎づけそのものによつて人間への問ひの方そのものが問はるべきものになつたが故に頼らなかつたのである (sondern weil im Vollzug der Grundlegung durch diese selbst die Art des Fragens nachdem Menschen fraglich wird)

人間とは何であるかと云ふこの問ひに對する答を探がることが重要なのではなくして、先づ第一に、いかにして形而上學一般の基礎づけに於てひとり人間のみが問はれ得るし、また問はれなければならぬのであるか、と云ふことを問ふことこそ重要なのである。

人間への問ひの問題性 (die Fraglichkeit des Fragens nach dem Menschen)こそはカントの形而上學の基礎づけの生起の中に於て明らに押し出されたところの問題提出方法なのである。今や始めて、カントの彼自身に依つて据えつけられた基底、即ち超越論的構想力の前よりの後退——それは純粹理性を救ふ目的のもとに即ち形而上學自身の土臺の固定のために行はれた——こそは形而上學の土臺の崩壊をしてそれ故に形而上學の支えなき深淵を曝露せしむるところの哲學思考の動き方である、と云ふことが明かになつたのである。

この成果よりして始めてこれまで論じて來たカントの基礎づけのより根源的なる解釋がその正當さとその必然性の證明とを獲得するのである。單により一層根源的に深くならうとする空虚なる渴望や、多くもの識りにならうとするためではなくして、基礎づけの最も内面的なる特性とそしてそれと共にその最も固有なる問題提出方法とを開示することに、解釋の全努力はそゝがれたのである。

かくして基礎づけが、人間とは何であるかと云ふ問ひを推し除け或ひはまたこれに完全なる答を與へたりするのではなくして、むしろ、この問ひを始めてその問題性に於いて明かならしむる場合には、そゝれへと特殊形而上學 (Metaphysica specialis) 即ち本原的なる哲學思想が導びき還元されなければならぬところのカントの第四の問ひはいかなる立場をとるのであるか？

私たちはこの第四の問ひをば、私たちが今や獲得したところの基礎づけの成果の了解 (Aus dem jetzgewonnenen Verständnis des Grundlegungsergebnis her) よりして、精練しそしてそれに對して、あまりにも性急なる答を提出することを斷念した場合のみに始めて、それが本性提出さるべきやうに提出することを得るであらう。

何故に、三つの問ひ (① Was kann ich wissen? ② Was soll ich tun? ③ Was darf ich hoffen?) が第四の問ひに關係せしめられるのであるか？何故に、人はこれ等の全體をアントロポロジーに歸することが出來たのであるか？何がこの三の問ひに共通なものであるか？そしてこれ等の問ひが第四の問ひに還元され得る程それほど統一であるか？云ふのは如何なる見地の下に於いてあるか？この第四の問ひが前の三つの問ひを統一的に自己の裡に攝取しそれを擔ひ得るために、己れ自からは如何に問はなければならぬのであるか？かく先づ問題を提出すべきである。

人間理性の最も深奥なる關心 (Interesse) はこの三つの問ひに纏められてゐる。その裡に、人間理性の Können Sollen Dürfen が問題になつてゐる。

一つの Können が問題になりそして自らをその可能性に於て限界づけやうとする時、すでにそれは一つの Nicht-Können に於いてあるのである。全能者は、私は何をなし能ふか？即ち、何をなし能ないか？と問ふを要せない。それはたゞにしか問ふを要せないのみでなくその本性上よりして一般にかゝる問を提出し得ないものであるこの「得ない」と云ふことは陥缺を意味するのではない、反つて、いかなる陥缺もそして「ない」と云ふことも觸れ得ないことを意味するのである。しかるに私は何をなし能ふか？と問ふところのものはかく問ふことそのことによつてその有限性をあらはしてゐるのである。そしてその最も深奥なる關心に於てかゝる問ひに全く動かさるゝところのものは、その本質 (存在) の深底に於ける有限性を啓示してゐるのである (offenbart eine Endlichkeit im Innersten seines Wesens.)

一つの Sollen が問はるる時には、かく問ふところの存在は「可」と「不可」との間を動搖してゐる、そして爲してはならないところのものによつて觸まされてゐる。その根底よりして Sollen に關心づけられてゐるところの存在自分が (あるものを) なしとげてゐないと云ふことを知つてゐる (Weiss sich in einem Nachvollziehbarkeit) しかも、この存在にとつては、一般にいかなることからなすべきであるかと云ふことすらが問題なのである。なにものかをなしとげてゐないのみでなく、何をなすべきか未だ限定されてゐないところのつとめを未だなしとげてゐないと云ふこと (Dieses Nachnicht eines selbst noch unbestimmten Erfüllens) は、その最も深奥なる關心に於て問ひに關係するところの存在がその根底に於て有限で

あると云ふことを告げてゐるのである。

一つの *Dürfen* が問はるゝ時には、かく問ふところの存在に對して許るされてゐるところのもの或ひは拒否せられてゐるところのものが顯はれてくる。即ち期待され得るところのもの或ひはされ得ないところのものが問はれてゐるのである。而して期待すると云ふことそのことが何ものかを缺いてゐると云ふことを現はしてゐるのである。(Alles Erwarten aber offenbart eine Entbehrung) そして人間理性中最も深奥なる關心の中にこの缺除が生ずるならばそれは人間理性そのものゝ有限性を證據立てゝゐるのである。

然しながら人間理性はこれらの問ひに於てその有限性を曝露してゐるのみではなくして(むしろ人間理性の最も深奥なる關心はこの有限性それ自身にかけられてゐるのである。人間理性が有限性そのものを問題にするのは、決して Können Sollen Dürfen そのものを取り除きかくしてそれのもつ有限性を消滅せしめるためではなくして反つて逆に、この有限性そのものゝたゞ中に於て自己を保つために、この有限性それ自身をひたすらに確知せんがためなのである。Allein, die menschliche Vernunft verrät nicht nur Endlichkeit in dieser Fragen, sondern ihr innerstes Interesse geht auf die Endlichkeit selbst. Es geht ihr darum, nicht etwa das Können. Sollen und Dürfen zu beseitigen, also die Endlichkeit auszuschließen, sondern umgekehrt darum, dieser Endlichkeit gerade gewiss zu werden, um in ihr sich zu halten.)

それ故に、有限性は純粹人間理性に單純に附着してゐるのみではなくしてむしろ純粹人間理性の有限性は有限化すること、即ち有限的であり得ることへの關心なのである(sondern ihre Endlichkeit ist Verendlichung, d. h. „Sorge um das Endlichsein-Können“)

このことよりして次のことが明かになる即ち、人間理性は、それが前に述べた三つの問ひを提出するが故に、有限的であると云ふことのみでなくほ一層それとは逆に、人間理性は有限的なるが故に、なほ一層進んで云へば、人間理性が理性であることに於てこの有限性それ自身を問題にする程それ程有限であるが故に、これ等の問題を提出するのである(Sie stellt diese Fragen, weil sie senslich ist, und zwar so endlich, dass es ihr in ihrem Vernunftsein am diese Endlichkeit selbst geht) これ等の三つの問ひがこの一つのこと即ち有限性を尋究するが故にこれらも二つの問ひは第四の問ひ、人間とは何であるか? に結びつけられるのである。

然かも、この三つの問ひが第四の問ひに結びつけられるのみではなくしてむしろこれ等の問ひは一般にそれ自身第四の問ひにほかならないのである、その故は、これ等はその本質にしたがつて必然的に第四のものに結びつけられなければならない

のである。しかしながらこの結合は、第四の問ひがその先づ最初に與えられたる一般性と無規定性を廢棄してしまひ、それに従つてこの問ひに於いて人間に於ける有限性が問題にされるところの明瞭性(Eindeutigkeit)にまで齎らされたる時にもはじめて、本質必然的(WesensNotwendiger)なるものとなるのである。

この意味の問ひとしてそれは、初めて三つの問ひに後から従ふのではなくして(Nachgeordnet)それは最初(第一番)の問ひの地位を占め、そして他の三つのものを自らのうちより放ちやるのである。

しかしながらこの結論と共に今や、人間への問ひの凡らゆる規定性にもかゝらず、否當にこの規定性そのものによつて、この問ひの有する問題が始めて鋭くなつてくるのである。即ち、人間への問ひとはいかなる種類の問ひであるか、そして、一般にこれ以外になほまだ他の人間に關する(アントロポロギーに屬する)答があり得るかどうかと云ふことが問題になつてくる。かくして今やはじめてカントの基礎づけの成果が、その基礎づけの中に於て形而上學の基礎づけの反復のより根源的なる可能性があらはれてゐると云ふことを鋭く明瞭ならしめたのである。

形而上學の基礎づけは人間に於ける有限性への問ひに、しかもこの有限性がこゝに於いてはじめて問題になり得ると云ふことに懸つてゐる。形而上學の基礎づけは我々の即ち有限なる認識のその諸要素への「分析」(分析論) „Aufösung“ (Analysis) である。カントはそれを一つの「我々の内面本性の研究」(Studium unsrer inneren Natur A. 703 B. 731)と呼んでゐる。然しながらこの研究は、この研究がそれによつて本質的に導かれるところの問題提出方法が充分に根源的且つ抱括的に理解せられ、そしてそれよりして「我々の」自己の「内面本性」が人間に於ける有限性として問題にされる場合にのみはじめて、人間への任意の無方針の問ひであることを止めてむしろ「哲學的に」とつてその以上義務」ともなるのである。

哲學的アントロポロギーは假令いかに種々様々の且つ重要な人間に關する認識を齎らすにしても、それは、それがアントロポロギーであると云ふたゞそれだけの故を以つてしては決して哲學の根本的教程である權利を得ることは出来ない。その反對に、哲學的アントロポロギーは、人間への問ひをなによりも先づ形而上學の基礎づけ目的に於て問ひとして發達せしむべき必然性をば蔽ひかくしてしまふと云ふ絶えざる危険を自らの裡に藏してゐるのである。

それにもかゝらず、哲學的アントロポロギーが——形而上學の基礎づけの問題の範圍内に於て——それに獨自の種類の問題を提示すると云ふこと及び如何にそれをするかと云ふ點は今の場合問題にはなり得ないのである。——(未完)——

學 則 改 正

豫て文部省に申請中の専門部學則一部改正の件は、先般認可があつたので四月一日より實施することになつた。

卒 業 式 豫 告

學部第六回、専門部第四十二回卒業式並に大學豫科終了式は附屬關西甲種商業學校第十五回、同第二商業學校第五回卒業式を兼ねて本月二十日午前十時天六學舎講堂に於て舉行の筈である。

校 友 總 會 並 に 校 友 懇 親 會

開 催 豫 告

例年の如く校友總會並に校友懇親會は本月二十日(卒業式當日)午後六時より大阪中央公會堂に於て開催することに決定した。

衆 議 院 議 員 當 選 者

衆議院議員第十七回總選舉に於て本學關係者中當選者は左記の通りである。

- 小川郷太郎氏(舊講師)
- 勝田永吉氏(舊講師)
- 武内作平氏(明二二法)
- 瀧正雄氏(舊講師)
- 津原武氏(推)
- 内田信也氏(評議員)
- 野田文一郎氏(明二七法)
- 清瀬一郎氏(舊講師)

北浦圭太郎氏(大六專法)
廣瀬徳藏氏(明三四法)

高 等 試 驗 合 格 者

本誌第七十六號學内報所載高等試験登記者中掲載洩れの分を左に追記する。

司法科合格 長島隆成(大一大法)

移 動

沖中恒幸(講師)左記に轉居
兵庫縣武庫郡甲東村神呪字合ノ本一ノ九

二 商 彙 報

卒業試験施行——自二月十日至同十五日
尙試験終了後常識週間として二月二十二日迄課外教授をなす。
第一、二學年學年試験施行
自三月八日至同十五日



校 友 彙 報

中 村 留 學 生 歸 朝 歡 迎 會

豫て佛國ソルボンヌ大學に地理學の研



中村留學生歸朝歡迎會及同席上於ける書

究を續けてゐた中村良之助氏の歸朝歡迎懇親會は、同氏と學窓を共にした大正十一年度卒業生の人々によつて、去月九日午後四時より「鮎の茶屋」に開かれた。定刻發起人を代表して糸島氏の挨拶の後、特に母校より出席された小泉、岩崎、新町の三教授はこもごも立つて發展途上にある母校の近況を祝福する中に豊富な

感想と懇切な希望とを述べられ、開宴と共に出席者一同は自己紹介の名によつて代る々々立ち、諧謔と滑稽と皮肉に溢れた所懐を披瀝して心から中村氏を迎へ、これ等の至情に對して中村氏は、花やかな巴里仕込みの瀟洒な姿に相應しい町重な言葉を以て、恩師と學友に謝辭を述ぶる所があつた。かくて宴はますます酣に一同は十年前の學窓を回顧する快談と鮮かにして上品な隠し藝とは時の過ぐるのも忘れて十二分に歡を盡し、大正十一年會員の堅實な發展と幸福とを祝し合つて九時半頃散會した。
尙從來鴻鳴會、木偶會等の名稱によつて二、三に分れてゐた大正十一年會は、之れを機會に同年度卒業生と因縁淺からぬ岩崎教授を顧問として大團結し、糸島西本、丹、矢野、古川、三島の諸氏を次回幹事として幹旋を依頼し、共存の理想を指して堅實な會合を催すことを誓つた。
因に當日の出席者は左記の諸氏であつた。

- 岩崎教授 小泉教授 新町教授
- 糸島實太郎 今西文人 西本寬一
- 和田正節 柿原 拓 吉川太三郎
- 四辻菊治 辰巳經世 谷 喜代雄
- 丹 二瓦 中村良之助 長久保昇
- 歌橋千秋 矢野國臣 山本彌一郎
- 八木弦三 古川 武 藤川 等
- 天野平一 三島律夫

——三島氏報——

動 靜

水野義怒氏（描）愛媛縣宇和島區裁
判所監督判事たりしが今回退職。
遠藤正一氏（大ニ五專經）谷中建築事務所營
業部より同建築研究所（東京市京橋區常盤町
二）に轉勤。

移 動

秋山米藏（大ニ三專法）天王寺區松ヶ鼻町五
一
唐津繁雄（大ニ五專大商）中河内郡北江村鴻池
一七〇四
山上千城（大ニ五專商）門司市玄明町三丁目
植松圭太（大ニ七專法）東京市麴町區元園町
二丁目二
近藤友房（大ニ九專法）北區老松町二丁目二
九
安藤藤綱（大ニ一專法）東京市赤坂區三
箕浦秀之助（大ニ二專經）北區曾根崎中一丁目
九、大同病院
今西文人（大ニ二專大商）三島郡吹田町二九〇
五
壺見正員（大ニ二專商）神戸市切戸町五五七
小林 喬（大ニ四專命）住吉區昭和町西一丁
目一七
神保敏男（大ニ五大法）東淀川區十三東ノ町
一一八
幸田口峰雄（大ニ五專法）北區若松町一四、官
舎
油谷英一（大ニ五專法）朝鮮忠清南道青陽郡
廳
山本賢吉（昭ニ專法）西宮市染殿町四〇
露口市太郎（昭ニ專法）浪速區榮町二丁目四
二
芦田文一（昭ニ專經）北區岩井町一ノ五一
正田麻治（昭ニ專經）兵庫縣武庫郡瓦木村

字高木二二六

田坂茂太（昭三專法）東成區今市町一一四
四、古川秀雄方
九德益三（昭三專法）東成區北生野町二丁
目五〇
小寺小市郎（昭三專法）北區堂山町一〇六
後藤武夫（昭三專法）西淀川區大仁町西一
丁目二〇、河口方
北 岡 南（和ニ三專法）港區西田中町三丁目
二六、林方
高島安三郎（昭三專經）宮崎縣東臼杵郡岡富
村字方財島一七三
河本利雄（昭三專商）北區天滿橋筋六丁目
三
廣 中 雄（昭四大法）堺市御陵道一〇七
與本源太郎（昭四專法）東成區南生野町二丁
目七七
瀧本武文（昭四專法）京都市東山區稻荷柿
本町一一二
永富貞次郎（昭四專法）久留米市莊島町水道
丁
桐井禎三郎（昭四專法）北區北錦町三一
鹽野一雄（昭四專法）浪速區大黒町四丁目
一四

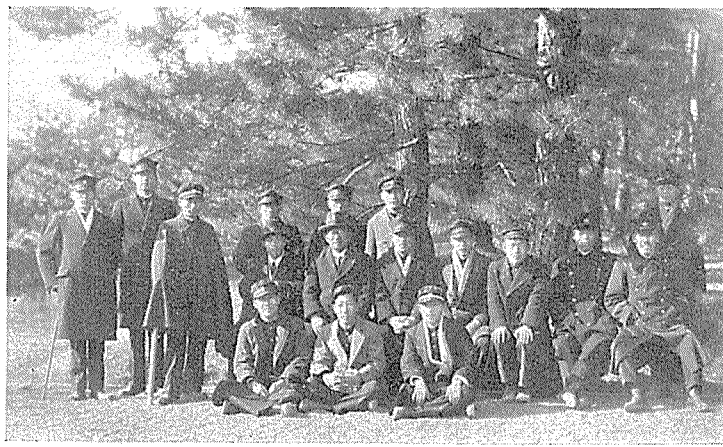
學生彙報

山 岳 部

——徒步登校會樹立——

學の研鑽と心身の鍛鍊とに精進してやま
ぬ我山岳部は、質實剛健の氣風を養ひ以
て校風確立の一助となさん意氣込を以て
茲に又徒步登校會なるものを樹立した。
我部は多年の體験により一日二、三里の

徒步は過度の勉強にも耐え、よく健康を
維持すると確信してゐる。天を蔽ふ煤煙
に喘ぐ都會居住者には清澄なる大氣を滿
喫し脚力を養ふ必要を痛感する、況んや
意氣激刺たる青年に於てをや。
この徒步登校例會は毎土曜日に行ふこと



（照參事記號前、命敬崇陵皇）影撮念紀別送るけ於に陵帝德仁

にしてゐる。コースは天六から千里山學
舎迄であり、部員は全部であるが尙一般
學生諸君の参加を希望するもので應ては
全校的運動の一にして欲しいと思つてゐ
る。
尙本會樹立については河村（信）教授の御
盡力と御指導とに預る點が多い。

第一回徒步登校例會——一月二十一日新春

の酷寒曉闇を衝いて天六に七時集合、同
二十四分出發、一行の元氣益々旺盛、旭
日眞向に躍り霜白き郊外を照して大氣清
澄霜柱を踏み砕く靴の音、高笑し高吟實
に愉快なものだつた。二里の道も樂々と
愉快に千里山大グラウンドに到着したのが
午前八時五十三分、圓陣を張り學歌を合
唱、萬歳三唱して汗を拭ひ言ひ知れぬ喜
びを湛えながら第一時限の授業に入つた
當日の参加者（集合順）

河村教授 平井三朗 中江 巽
西澤良平 中山謙一 國友則親
阿部正貫 伊村教官 近藤喜慶
岡澤卓郎 竹若隆三 小田切西
山下八壽男

第二回例會——一月二十五日、午前七時
二十分集合、同三十分出發、八時五十五
分千里山學舎到着

参加者（集合順）
平井三朗 山本清之助 河村教授
與西茂樹 平井孝道 佐藤元一
阿部正貫 西澤良平 國友則親
竹若隆三 北本正勝 近藤喜慶
小田切西 中江 巽 中山謙一
コース及タイム

天 六（七、三〇）——長柄橋南詰（七、三八）
——柴島ステーション（七、五二）——崇禪寺
踏切（七、五六）——大楠の森（八、一〇）——
大吹橋南（八、一三）——豊津幼稚園（八、四
二）——千里山學舎（八、五五）
——平井君報——

居中調停 Mediation に対する Conciliation の地位

校友 加地 良七

一

主として中世紀に羅馬法皇に依り、國際間の紛議解決方法として採用せられた居中調停 Mediation に關し(其例に就くは Moore: International Law Digest Vol. VII. pp 2-22; Fauchille: Fraités de Droit International Public Fome 1. 3 Part pp. 526-533; Liszt: Das Nölkerecht p. 416 等参照)、學者中には或は是を國際紛争平和的解決方法として認めざる者 (Woolsey; Dalke等)、或は獨立したる國際紛争平和的解決方法として認めざる者 (Hall 等) 等を見ると雖も、既に多數學者の通説が是認し、國際法史を飾る多數の事實が證明し、剩へ海牙第一號條約第二章は周旋 Bons offices と共に此居中調停に關し堂々八ヶ條に涉る規定を設け、又混同され易き周旋に居中調停を含蓄せしめば、國際條約に居中調停條款を設け、居中調停の條約義務化を圖るものも存した。(例之一八五六年の巴里條約、舊韓國對英米佛獨伊諸國との各修好通商條約の如し)。從て是を一獨立の國際紛争平和的處理方法として國際法上是認するも敢て不可なく、既に國際法上居中調停と獨立呼稱することが妥當せられ得る以上、假令居中調停と全稱せずして、單に調停と略稱するも、此 Mediation; Vermittlung を指すものと術語用するも亦不可なし、然るに近年等しく調停と呼稱すと雖も、其原語は Conciliation; Vergleich に關する場合が多々認めらるゝに至り、二者果して原語相異つて意義實質相同じきか、或は譯語相等しくして其原意相異れるや當に一個の疑問を我國國際法術語上に投じ來れるものと言はねば

ならぬ、立博士は調停は、國際紛争平和的處理方法中に所謂居中調停 mediation と異なるものである(國際法外交雜誌第二十八卷第十號一頁)と述べて居る、果して然らば、Conciliation の Mediation に對する地位を考究することは決して徒爾でないと思ふ。

二

先づ調停制度が今日の發展をなすに至つた経路を尋ねることが必要である。

第一回海牙平和會議に於ける第一號條約第二章は周旋及び居中調停に關する規定に就きて七ヶ條を、又第三章は國際審査委員會を設け是に關し六ヶ條の規定をなし、以て從來の居中調停及び周旋の如く、紛争當事國の外交談判に於ける調停方式或は紛争當事國の外交談判の取次方式のみならず、特別居中調停 Mediation spéciale 及び國際審査委員會 Der Commission International d'Enquete に依る、紛争當事國の外交談判を除外したる上、第三者に依り専ら紛争解決又は紛争原因事實の審査をなす方式を認めたのである、次いで第二回海牙平和會議は Dogger Bank Case に關する審査報告書の經驗に鑑み、第三章の大改正をなし、舊條約が國際審査委員會に關し僅々六ヶ條の規定をなすに過ぎなかつたに對し、新條約は第九條以下第三十六條に至る實に二十八ヶ條を費すに至り、委員會組織に依る審査制度の成文化は益々精微となつた、翻て英米を主とする仲裁々判制度の發達は總括的仲裁々判條約締結の運に迄至らしめたるも、米國會議の反對に遇し、其結果は轉じて遂に國際審査委員會制度の採用を主眼とする Bryanschen Friedensplan の實現となり、米國對二十八ヶ國間の各別 Bryan Peace Treaties が成立し、是に依つて國際紛争の國際委員會審議制度が益々擴められた。世界大戰の終結するや排戰思想は國際聯盟を産出し、國際聯盟は専ら平和的解決方法を採用する事を以て原則とし、新に國際聯盟總會又は同理事

會に依る審査を以てする方法を設定した。此審査は勸告の性質より更に拘束性を含む解決条件を含む調書を以てする一新紀元を國際紛争平和的處理方法中に劃するに至つたと雖も、其の茲に至る影響を受けたのは尙且前記の海牙平和條約及びブライアン平和條約にある事は際である。而して聯盟規約の認むる紛争處理方法は、仲裁々判司法的解決及び右の審査に過ぎなかつた。顧るに仲裁々判及び司法判決の如きは規約第十三條第二項が明示する如く條約の解釋、國際法上の問題、國際義務違反となるべき事實の存否並該違反に對する賠償の範圍及び性質に關する紛争と言ふが如き所謂法律的紛争に關しては、當に適用の可能性多きのみならず國別仲裁々判條約は裁判附託の義務化を圖り、更に國際司法裁判所規程は是等紛争の應訴義務を強調する状態であるが、一步政治的紛争の圍内に入つて考ふるに、聯盟總會又は聯盟理事會の審査に關しても其の一切を附託し其勸告に俟つことは、或は理に於て間然する所なからんも現下國際社會の實情は卒直に受納せられ難きものが存する。既に政治的紛争に關し聯盟總會又は同理事會の審査制度が右の如しとせば裁判制度は勿論爾餘の方法に至つては、義務的附託乃至は附託可能性が頗る減少せる状態にあり。加之聯盟規約が國際紛争平和的處理方法としては限定方針を採つて居るか如く解せらるゝ餘地が存するが故に、ブライアン平和條約を模範となしたる提議が、一九二〇年十一月の第一回聯盟總會へ、諾威、瑞典等のスカンデナヴィヤ諸國より、是等裁判の圍外に逸し易き紛争の平和的處理方法として、調停委員會處理方法を採用し、是を聯盟規約に追加せんと議となつて顯はれ、此提案は第二回聯盟總會にも繰返され、第三回聯盟總會(一九二二年九月二二日)で調停委員會の設置を各國間の條約を以て規定すべきことを各國に對し勸告することに決議するに至つた。此決議前にあつても、或は獨逸瑞西間の調停仲裁々判條約(一九二二年二月三日)の如く、或は智利瑞典間の

審査委員會協約（一九二〇年三月二六日）の如く、國別條約に於いて調停に關し協定に達したのもあつたが、此決議後は、（一九二三年二月二四日）の瑞典、ウルグアイ紛争平和的解決協約をトツプとして、爾後調停條約は陸續其數を増し、國際聯盟第九回通常總會は標準的一般條約を決議し、他方第六回ハバナ汎米會議の決議に従ひ一九二九年一月五日の米洲諸國間の仲裁々判及び調停に關する國際會議は華府に於て、亞米利加諸國間の仲裁々判、調停一般議定書を決議するに至つたのである。

聯盟總會が決議したる標準條約を始め、今日調停に關する各國別條約は、其數百に達し、其條約中には單に調停のみを規定するものあり、更に仲裁々判、司法的解決又は聯盟理事會の審査に關連せしむるものあり、且仲裁々判、司法的解決との關連に就いても、仲裁々判又は司法的解決と調停とを同一地位に置き擇一的附託義務を規定する條約もあれば、先づ調停附託義務を認め第二次的に裁判制度に附託せしむる旨を規定する條約もあれば、又例外的に特別の合意に依り裁判制度に附託せしむる旨を規定する條約も存する。

今是等調停條約の一切に就き、居中調停との地位を考察するに、其繁に堪えざれば、代表的なものとして數回の條約に據つて考察せん。

三

外交手段に依り解決し得ざる當事國間の紛争は、本條約の定むる調停手續に附託せらるべき旨の規定を受けて各條約は調停手續として附託すべき紛争の附託に關し種々なる規定を設けて居る。各種條約は大同小異であるが故に、先づ聯盟の標準條約議決に就いて見るに其第二條は

前條ノ紛争ハ紛争當事國ニ依リ構成セラル、常設又ハ特別調停委員會ニ附託セラルヘシ

と規定して居る（a型標準條約案b型標準條約案各第九

條、c型標準條約案第二條、d型標準條約案第十三條、e型標準條約案、f型標準條約案各第十二條亦同）、調停條約に於ける調停に依る紛争解決機關は調停委員會

Conciliation Commission; Commission de Conciliation; Vergleichsratである。標準條約は右の如く委員會調停を常設調停委員會と特別調停委員會に區別し、此兩君に關し規定を包含せしめて居るが、將來の紛争に關し調停に附すべき旨を約する調停條約にあつては、殆ど全條約が常設調停委員會を設置して居ることを規定する（例之ロカル各種條約第二條參照）が故に、事實上に於ては特別調停委員會を設置することは、彼かる國別條約を締結しある場合には極めて稀少の例外的場合に屬することゝなる。全米仲裁調停條約第一編全米調停議定書 Convention Generale de Conciliation Inter-Americane 亦常設委員會主義を採用して居るが、此常設委員會は一九二三年五月三日智利 Santiago 條約に依り設立された審査委員會 Commission d'Enquete を利用することにして居る（第二條）。

今常設調停委員會の構成を見るに、ブライアン平和條約が五名の委員組織方法を採用して（第二條）以來、調停委員數は五名を以て組織するを原則として居る（總議決第四條、a型案b型案各十一條、c型案第七條、d型案第十五條、e型案f型案各第十四條參照）此原則に對し、エストニア、芬蘭、ラトヴィア、波蘭の所謂波爾的調停及仲裁々判條約は特別補充委員 membre supplémentaire なるものを認め、各紛争當事國につき一名を第三國々民を以て補充し得るとして居る（第六條）

諸五名組織方法は、各當事國より一名宛の自國民を委員に指名し、爾餘の三名に就いては各別國籍者にして、當事國領土内に居住せず又當事國の職務に従事せざる第三國中より各紛争當事國合意に依り任命せらるゝとなすものと（總議決a型、b型、c型、d型、e型、f型各前掲諸條）、各當事國より一名宛の委員を自國民中より

選定し（此委員に關し、多數の國別條約は標準條約の如く Among their respective nationals の當該國籍人中よりの字句を示さずして、單に One member shall be chosen from each country 即ち一名は各當事國より選

任せらるべしとなすものもあるも、爾餘の三名の委員に關する規定に照し考ふるに自國民以外より委員に指名することは、法理解釋は別として、實際に於いては蓋し稀有であらう）、爾餘の三名に就いては合意に依り異なる國籍を有する三名の委員を選定すべしとなすものと（例之瑞西佛蘭西間義務的調停及仲裁々判條約第三條、佛蘭西セロカル條約乙、丙、丁、戊各附屬書第四條等）、各當事國は自國より各一名の委員又第三國より各一名の委員を選任者、爾餘の一名は兩國政府の合意に依り締約國の何れの人民にも非ざる者より選任せらるゝとなすものと（例之米獨調停條約第二條の如し）、更に締約國は各一名の委員を任命し（a leur se 或は nach freier wahl 等の自國の注意に基く可き語あるも省く）、爾後の三名に就いては締約國々民でない、而も締約國の領域内に其任所を有し又は締約國の職務に従事し又は従事した事のないものを以てすとなすもの（蘭獨仲裁々判及調停條約第十三條、瑞西伊太利調停及司法的解決條約第三條）とが存する。前掲波爾的條約の如く締約國が四ヶ國なるものは、四締約國各一名の委員及び合意に依り第三國々民中より一名を選任せらるべきものとするが（第六條）、是は右の内の第二種類に包含せしむるを可とする。ブライアン平和條約は米獨調停條約と同一選任方法を採用して居たが、海牙條約は特別居中調停の場合には、各紛争當事國は各一國を居中調停國として選定す（第八條）となし、國際審査委員會の場合には、審査條約を以て構成方法を定むべきも特別規定なき場合には、仲裁々判に關する同第一號條約第四十五條及五十七條に従ひ、先づ各當事國より一名は自國民又は自國が常設裁判所裁判官とし

て任命したる者及び更に一名の審査委員を任命し、右四名の審査委員は合意の上一名の上級審査員を選定する(第十二條)こととした。

締約國の領域内に居住するとか、其職務に従事したとかせぬとか言ふが如きは調停委員其者の職務に對する公平正直の觀念に依り一見左右せらるゝことなきが如くであるが、事實は大いに考究の價值があるものであることは、石井子爵が所謂石井ランシング協定に關し「ランシング氏は支那最良であつた、夫は彼が系累の然らしむるので已むを得ざる所であつた。彼は前に國務卿にして退官後に支那政府の顧問であつた「フォスタマ」氏の女婿であり、義父を助けて支那辯護の勞を執つた人である。

……ランシング氏が系累關係から支那最良であつただけに、我輩が彼と支那問題を談するに解からず不便と困難とを實驗したのは事實である(國際會議第十卷第二號二〇頁及二二頁)と言へる事に依り、其一場が證明せらるゝと信ずる。標準條約が是を排斥したるは、紛争平和解決の満足が公平に達せられんとする點よりの注意として尊ぶ可きであるが、今後の國際紛争は民族的鬭争の情勢を漸次露出し來るとなすことは、彼の國際協力事業にせよ國家主權歸屬問題にせよ非常に此民族的勢力の擡頭に傾注せらるゝより敢て否定すべきでないとせば、此民族的問題を調停委員の條件として考慮すべきではなかつたであらうか。

次に第三國人より委員を選任する場合に於ては、第三國人の所屬國家の承諾を受けるの要が存する場合が認めらるゝが故に、當事國の選任又は當事國間合意に依る選任の場合には、公式任命に先ち豫め第三國人所屬國の内諾を得置くを可とする。更に此自國以外の者の任命に關する右各種の規定を比較するに、單に「異國籍」と云ふ時は、特定の第三國人に偏在するの傾向を招來せぬであらうか、又締約國々民に非ざる者と言ふが如くんば、一切の無國籍人をも包含せんとするのであらうか、又第三

國々人となすときは無國籍者は排斥するの意であるか惟ふに調停は適當なる人を得ることが必要であるが故に廣泛なる人類を包含し得る方法を採ることを是なりと信ずる。

特別調停委員會は紛争事件發生後に於て、調停委員會が構成せられるのであり爾後の構成方法に就いては常設調停委員會と異らない(總議決第五條、a 型案、b 型案、各第十二條、c 型案第八條、d 型案第十六條、e 型案、f 型案各十五條)。

次に委員會議長に關し、多數條約は規定を有するも、ブライアン條約の影響を直接に受けた米獨條約の如きには、何等議長乃至は上席委員の規定を設けて居ない。議長任命に關する規定を有する多數條約も、其任命方式或は條件には差違を有して居るが、當事國々民中より議長を出すことは調停の公平圓滿なる遂行に對する妨害となり更には兩當事國を公平に遇するの所以でないが故に各條約共に是を避けて居り、或條約は當事國間の合意に依りて任命せられた三名の委員中より(此委員は原則として第三國々民中より任命せられた委員である)當事國が選任(瑞西佛蘭西前掲、ロカルノ前掲諸條約、蘭獨前掲)すと雖も、彼爾的條約は第三國々民中より選定せらるべき委員は當然議長となるものとするのである。

海牙第一號條約の居中調停特別居中調停に關しては議長を認むるの餘地なく、國際審査委員會に關しては審査條約を締結し、是に依つて議長を決すべきも、是に關し規定を設けざる場合には、常設仲裁々判所に關する規定に従ひ、上級審査委員が當然に議長になるものとなつて居る。

居中調停者は元來國家たると、其機關たると、個人たるとを問はず何者にても調停者たり得たるものであり、海牙條約の居中調停は一國又は數回を居中調停者となすものであり、何れも勿論委員會組織ではない、又特別居中調停も亦委員會を組織するものでないが故に、此調停

の委員會組織であることの淵源となるものではない。

四

調停委員會委員の任期は三年を原則とする(總議決第四條第二號、a 型案、b 型案各第十一條第二號、c 型案第七條第二號、d 型案第十五條第二號、e 型案第十四條第二號、佛蘭西、セルブ、クオアイト、スロヴェニア條約第四條第二項、波爾的條約第八條、ロカルノ乙、丙、丁、戊各附屬書第四條第二項、瑞西佛蘭西條約第三條第二項)と雖も、定時任期に關して規定を設けざる蘭獨調停條約及び瑞西伊太利調停及司法的解決條約の如きもの及び終任期に關し全然規定を缺除する米獨調停條約も存する。

調停委員會委員の任期の更迭は全員同時に更迭改選すべきか、將又其中の一部に關しては順次に更迭改選を行ふ可きか、此點に關しては標準條約始め何れの條約も何等の規定を設けない。而して任期に關する規定及び補充規定等に依り按ずるに、是は同時更迭改選をなすものと推せられる。然らば任期滿了に依る更迭改選に依り、前任者は再選任命を受けるを得ないのであるかと言ふに標準條約始め前記の任期制を採用する各條約は再選重任を認めて居る。但し調停手續が進行し居らざる間は自國の選任に懸る委員を罷免し、或は共同して任命したる三名の委員の各々の任命に對する同意を撤回することに依り任期中の更迭をなし得るものとした。是と同時に調停事務の進行中に假令満期が到來すと雖も、當該事件に關しては、其事務の終了する迄は其職務を遂行すべきものとす。(前掲諸條)、波爾的條約は標準條約と任期中の解任問題に關し表裏を行き、締約國間に別段の協定あるに非ざれば常設調停委員會委員は其任期中解任せらるゝことを得ずと規定して居る(第八條)。

委員の終任事由に就いては、右の如き任期滿了又は當事國の解任若くは同意の撤回の如き所謂法律上の終任事

由に限らるべきではない。法律上の終任事由の外委員の辭任申出、失踪、死亡等の場合に於て是等をも終了の事由として數ふべきであり、更に第三國々民を調停委員に任命したる場合には、後日其委員の所屬國家が調停委員として立つ事の許可を取消したるが如き場合には、委員となるべき人の意思に關せず本國政府の行政處分に依り委員就任の事實上の不能を來すが故に是亦終任事由と解すべきである。

是等終任事由に關し、條約は如何なる態度を示して居るか。標準條約は…… May occur as a result of death, resignation or any other cause と云ひ、波爾的條約は…… En cas de décès ou de retraite de l'un d'eux et言ひ、ロカルノ條約は…… par suite de décès, de demission ou de quelque autre empêchement (佛蘭西、セルブ、クロアト、スロヴェニア條約亦同じ)と云ふも、米獨條約は終任事由を列擧せずして、單に缺員 Vocanciesの生ずる場合と頗る抽象的且概括的ならしめ、蘭獨條約は唯に具體的に終任事由を示さざるのみならず、更に抽象的概括的に缺員の生ずる場合とも言ふ事を敢てせずして、單に此事實の存在を前提として「補充の場合には」 im Falle der Ergänzung と云ひて済まして居る。

具體的事由に限定して終任事由を規定することは、或は精細に各場合を網羅するならば兎も角、我々の見る失跡及び第三國々民に就いて母國政府の就任許可取渡の事由等に就きては、寧ろ具體的事由例示主義をとり終任事由を規定することを、推奨すべきである。然して條約成文の明確を期し將來の疑問を残さぬ様になすが爲めには、非擧示主義よりは遙かに精細擧示の上例示主義となすことが望ましいのである。

終任事由發生するときは、此調停委員補充方法及び改選任命方法が取られねばならぬが、各條約は前選任方法を以て此補充方法及び任命方法となさるべきであるとして理論上の疑る一點居、も挿むの餘地がないのである。

然し合意に依り委員を任命すべき場合に於て、此合意が成立せぬ場合には如何なるべきであらうか。海牙條約は審査委員が選定すべき上級審査委員の選定に就き投票相半ばしたる場合に於ては當事者の協議を以て指定したる第三國の上級審査委員の選定を委託し、若し指定に關する合意成立せざる時は當事者は各自異なる一國を指定し其の指定せられたる國は協議を以て上級審査委員を選定す、二月の期間内に右兩國間に合意成立し能はざるときは兩國は常設裁判所裁判官名簿に就き當事者の指定したる裁判者に非らず且當事者の何れの國民にも非ざる者の中より各二人の候補者を出し抽籤を以て該候補者中上級審査委員たるべき者を定む(第四十五條、第十二條)として居るが、標準條約總議決第六條第二號は

If no agreement is reached on either of these procedures, each party shall designate a different Power, and the appointment shall be made in concert by the Powers these chosen 即ち第三國をして調停委員を任命せしむることとし、佛蘭西セルブ・クロアト・スロヴェニア條約第五條は

Si la nomination des commissaires à désigner…… en cas de remplacement…… le président de la Confédération suisse sera, à défaut d'autre entente, prié de procéder aux désignations nécessaires 即ち瑞西大統領の選任に原則として依頼すべき旨を規定し、ロカルノ諸條約亦同一規定を有する。惟ふに標準條約が言ふ第三國に當るべき現實の國家に就いての協定に達するに困難が存在すると見られぬであらうか、寧ろ海牙條約及び佛、塞條約が明確性を有し困難を防止すると考へられるのである。調停委員會を組織すべき期間は調停委員任命期間と通常其期間は一致して居る。今其等任命期間に就いて見るに、標準條約は、常設調停委員會は六ヶ月の期間内に構成せらるべし(總議決第三條、a 型案b 型案各第十條、c 型案第六條、d 型案第十四條、e 型案f 型案各第十三

條)とし、ロカルノ諸條約は三月の期間内に構成せらるべし(乙、丙、丁、戊各附屬書第五條)とし、米獨條約は標準條約と等しく六ヶ月主義に依據し、爾餘の諸條約はロカルノ條約と等しく三ヶ月主義に依據して居る。常設委員會を存せざる特別調停委員會の組織期間は、標準條約に依れば…… a special commission shall be constituted for the examination of the dispute within a period of three months from the date at which a request to that effect is made by one of the parties to the other party. 即ち紛争發生時に於て當事國の一方が他方へ調停に附すべきことを通告したる日より三ヶ月の期間内に組織すべしとする(總議決第五條、a 型案b 型案各第十二條、c 型案第八條、d 型案第十六條、e 型案f 型案第十五條)。

常設調停委員會委員の補充任命期間に關しては、標準條約は遲滞なく(最短可能期間内) within the shortest possible time と云ひ(第四條第三號)、波爾的條約は成るべく二月内にと云ひ(第八條)瑞西佛蘭西條約及佛蘭西セルブ・クロアト・スロヴェニア條約は缺員發生の時より三月内(第三條、第五條)と云ふて居る。是等の期間内に當事國が調停委員を任命して同委員會を組織構成せぬ場合には、標準條約は國際聯盟理事會議長が任命をなすものとし、三ヶ月の場合(特別委員會の場合を想定指稱す)に關しては各當事國は同數の候補者名を定め是を提供せしめ、是に依つて抽籤を以つて決定すべしとなす(第六條)、何人が決定するものなりや、即ち同條第一號に従ひ國際聯盟理事會議長が決定するや、第二號に従ひ當事國が選定せる第三國間の抽籤に要するや、將又當事國自らが抽籤するや判然せず、唯候補者を提供 submit と云ふ點より見れば當事國に非ざることのみは推定し得られるのであるが蓋し規定の不備と言ひ得やう。蘭獨條約は瑞西聯邦大統領に必要なる任命を依頼することとなし、波爾的條約は第三國々民中より選定せらるべ

議長に就いては締約國の一の請求に基き常設國際司法裁判所長に依りて任命せらるべく、任期満了に際し改任の行はれざるときは更に次期の三ヶ年を延長するものとして居る。然れ共是等の第三次的任命事項に關しては米獨條約の如く全然其の規定を缺除するものも存する。波爾的仲裁々判及調停條約の規定する特別補充委員の任命期間に關しては、紛争當事國に對し議長によりて補充すべき事を紛争當事國に請求したる日より六週間を超えざる期間内に第一次的に任命せらるべく若し任命が此期間内に行はれざるときは議長に依り選定せらるゝ(第六條) 右の外紛争當事國の常任委員更代に關し諸條約は紛争調停事務の遲滞なく行はるべき事を慮り紛争を委員會に附託したる日より十五日の期間内に限り實行し得可き規定を有す。

五

右の如く常設調停委員會の委員は條約の發效と共に、紛争の有無に拘らず任命せらるゝと雖も、委員會の使命とする所は、紛争の調停に依る解決を圖るに存するを以て公平妥當なる解決結果を擧げ、調停を有効化するが爲めには、其委員が當該事件につき充分なる智識を有し又充分なる授權がなされあることを要する次第であるが、豫め當事國が任命し置く當事國委員が、當該事件に臨み、果して此資格を有すべきかは一の疑問であり、時には委員以外に更に適切なる者あるやも圖られない。それで當該事件に臨んで紛争事件の判斷に最も適切なる者あらば其者をして事件の調停事務を管掌せしむる事が、常に本調停の爲めに望ましきのみならず、又紛争當事國として望ましき次第であるが故に、標準條約は

Within fifteen days from the date on which a dispute has been brought by one of the parties before a permanent conciliation commission, either party may replace its one commissioner, for the examination of

the particular dispute, by a person possessing special competence in the matter. と規定し(總議決第八條、a 型案 b 型案各第十五條、c 型案第十一條、d 型案第十九條、e 型案 f 型案各第十八條)、ロカルノ條約は

Dans un délai le quinze jours à partir de la date au le Gouvernement (A) ou le Gouvernement (B) aurait porté une contestation devant la Commission permanente de conciliation, chacune des parties pourra, pour l'examen de cette contestation, remplacer son Commissaire par une personne possédant une compétence spéciale dans la matière. と規定し(乙・丙・丁・戊各附屬書第七條)、蘭獨條約は

Innerhalb von vierzehn Tagen nach dem Tage, an welchem einer der beiden vertragschließenden Teile eine Streitfrage vor den Ständigen Vergleichsrat gebracht hat kannjede der Parteien für die Behandlung dieser Streitfrage das von ihr bezeichnete Mitglied des Ständigen Vergleichsrats durch eine Persönlichkeit ersetzen die in der Angelegenheit besondere Sachkunde besitzt. と規定し(第十三條)て居る。即ち紛争事件附託後十五日(又は十四日)の期間内に各當事國は紛争審査の爲め當該事件に付特別なる智識(又は技能)を有する者をして自國常任委員に代替せしむることが出来るのである然し此權能の行使は必ず對手紛争國へ通知せられねばならない。而して此通知を受けたる對手國も亦通告到着の日より十五日(又は十四日以内)以内に同様の代替をなし得る。前掲各條約は此旨を明定して居る。蓋し公平に兩紛争當事國を遇せんとするに外ならない。

此常任委員の代替は専ら當事國の利益を代表すべき自國選任の自國民の委員に限られるのであり、第三國々民たる委員は、其選任が當事國の任命に係ると、將又當事國の合意に係るとを問はず代替せらるゝことはないのである。

六

海牙平和條約は、重大なる意見の衝突又は紛争を生じたる場合に於て、兵力に訴ふるに先ち居中調停に依頼するとの規定をなし、居中調停に附託せらるゝ紛争の種類に關しては何等の制限を設けず、若し事情さへ許さば如何なる紛争も居中調停に依頼し得たのであるが、調停條約は仲裁々判及び司法的解決等の連絡を圖る點より、假令性質上は如何なる紛争と雖も此調停を利用し得るも、紛争の性質種類上より又は紛争附託の順序上より如何なる紛争を調停に附し易からしむるかは稍々條約に依つて取扱を異にし、或は法律的性質の紛争に關しては、仲裁々判、司法的解決等の裁判制度を先行様式となすものあり、是等に就いても調停との間に併行様式をとるものあり、又調停先行様式に従ふものあり、或は政治的性質の紛争に關しては専ら調停に依らんとするものあり、或は調停の先行様式をとるものあり、或は併行様式を裁判制度との間に認めんとするものも存するのである。然し斯かる見解を離れて、國際紛争平和的處理方法中の紛争處理國際機關其他の第三者に依る處理方法に附することに就きて、從來の紛争に於ける留保紛争種類と本條約の目的とする紛争に關する何等かの留保關係を顧るに、從來の居中調停は其性質に鑑み紛争種類に就き何等の留保はあり得ないのであるが、特別居中調停は、平和を破るの虞ある重大なる紛争を生じたるとき云々と言ひ、恰も紛争種類の制限の如くに感ぜられるものを存した。然し是は紛争程度に關するもので、紛争種類に關するものではない。古來國家主權の問題と帝國主義的外交政策の問題の結果として、國際的判斷、審査、又は干與容喙は是を第三國又は國際機關によりなざるゝを潔しとせず、寧ろ自國の事件は自國で處理せんと思想に依り、仲裁々判の如きは成可く回避せんとし、特別仲裁々判條約を締結するに當つても是等の思想が顯現せられ、獨立、榮譽又は重大

なる外交政略に關する事項等は常に留保事項となされて居た。此留保思想は單に事實上の見解を異にする場合に於ける見解の審議の爲めにする國際委員會の制度にも入り來り、海牙條約第九條亦名譽又は重大なる利益に關係せず云々…… *l'engagement ni l'honneur ni des intérêts essentiels* の字句を採用して居る。此留保こそは紛争の種類に關する制限であるが、是等の制限が現下の調停條約に如何なる影響を與へて居るであらうか。

今標準條約第一條は、總議決三十九條下になさるべき留保に従ひ、本議決採擇の當事國の紛争は本章の條件に依り調停手續に附託すべし

と規定して居るが故に、第二十九條の留保事項を見るに
These reservations may be such as to exclude

from the procedure described in the present Act:

a) Disputes arising out of facts prior to the accession either of the Party making the reservation or of the any other Party with whom the said Party may have a dispute:

b) Disputes concerning questions which by international law are solely within the domestic jurisdiction of states.

c) Disputes concerning particular cases or clearly specified subject-matters, such as territorial status, or disputes falling within clearly defined categories

の規定である。

a 號は本條約案受諾前の原因に懸る紛争に關するが故に敢て問はない。又 c 號も特別事件又は領土的地位に關するが如き明白に特定問題に關する紛争又は明確に決定せる範圍に入る可き紛争例之特定條約の結果として紛争附託方法が特定の事項に就き特定せられある紛争の如き特別事件に關する紛争であるが故に、特別事件となす條約の規定如何を觀察するの要あるも是にして既記の如き留

保あるに非ざれば、問題視するに當らない。b 號は國內專管事項と國際法上承認せられた問題に關する紛争は是を除外するとすものにして、此種の留保は國際聯盟規約第十五條第八項が承認して以來常に重要條約の條結に附纏ふ難物である。全國内專管事項に就き濫りに外國の干渉干與に遇するが如きは、獨立國家として獨立不羈を

害せらるゝが故に許すべきではない。然して此意味に於て此規定がなされるゝことは固より何等の不可はないと雖も、加も此國內問題條項は解釋に従へば、獨立、榮譽、重大なる外交政略に關する問題の多數が此留保範圍中に入るのみならず、假令國內事項たりと雖も外國との交渉を有するに至るは事既に涉外的性質を有するが故に外ならぬに拘らず此國內管轄事項を除外するは舊留保事項の表現の技巧の拙劣さを稱して換骨代替するに外ならぬ否より以上廣汎に涉ることあるべき除外をなすものと言ひ得る。涉外的事項が國內專管事項なりや將又國際管轄事項なりやに關しては、多數例は當該具體的事項を紛争目的として直接に取扱ふや、將又是が監督責任等の場合より觀察するやに依ること多きも、其他數種の場合を併せ見るも、孰れも紙一重の隔りに過ぎぬのである。今是が規定を國際調停制度上に見たのは、假令今日此規定の除去方法を講ずるは困難ならんも確かに今後の發達上に與へらるゝ一瑕瑾となすべきであり、成可く速かに改正せられんことを望むのである。

瑞西、伊太利條約は國內管轄事項と雖も國際紛争の目的となり、國際交渉を有すべきと承認し、若し常設國際司法裁判所が條約國の一方に屬する裁判所又は其の他の官憲に依る決定の全部又は一部を以て國際法に反するものと認め且當該條約國の憲法が前記決定の結果を行政上の方法に依り取消すことを全く許さざるか又は充分に許さざる場合には被害當事國は他の形式の衡平なる補償を許與せらるべしとの規定(第十七條)をなし、以て國內管轄事項の調停附託除外が招來する弊害を除去するが爲め

に、一轉して國內專管事項に對する不法の附託は法理上除外せらるゝも、國際的交渉事項の附託を認め、進んで國內管轄事項の蔭にひそむ弊害を除去せんと努めて居る状態が明白に察知し得られるのである。

次に標準條約案中 a 型條約案 b 型條約案各第三條に存する。

in the case of a dispute the occasion of which, according to the municipal law of one of the parties, falls within the competence of its judicial or administrative authorities, the party in question may object to the matter in dispute being submitted for settlement by the different methods laid down in the present convention until a decision with final effect has been pronounced, within a reasonable time, by the competent authority.

の規定は、ロカルノ條約第三條の規定中にも見ゆる條文にして、紛争の國際性を是認し、國內官憲の適當なる最終處置に依り當該國としての態度の決定を見たる上紛争すべきものにして調停手續に附託し得べきものならば其時始めて調停手續に附託すべきものとなすのであるが、是は正面的觀察であり、更に方面觀を變ぜば、國內官憲が國內法に従ひ適法なる確定判決其他の處分に出た以上は既に國內專管事項論の精神を以て調停附託の留保となし得る規定ともなる。従つて此場合には正に瑞西伊太利條約第十七條等の欲しない所である。

是等を顧るに從來の國際裁判制度なり又は國際審査制度なりが留保事項として居た所謂諸政治的事項の紛争に關しては、表面は其蔭を沒したるやに見ゆる(調停條約に非ざるも日本瑞西間司法的解決條約第一條は、自國の緊切なる利益、自國の獨立若し自國の名譽に關し又は第三國の利益に關係ありと各自認めたるものを除外して居る)。従て調停條約の國內事項に關する留保は海牙條約に認めらるゝ留保思想より直接に淵源して居るものではな

標準條約は彼かる留保の對手國に及す影響を慮り、本總議決の受諾に當り此留保は表示せらるべきこととし、紛争當事國にして司法的解決又は仲裁裁判に關する總議決條項を受諾する場合には、明示がなければ調停には此留保が適用せらるゝものと認められない事の規定がなされて居る。(總議決第三十九條第三號及第四號)。

右の如き例外を除けば、各條約共に紛争は其種類の如何を問はず假令或場合には事情の許す限り according to circumstances service なる條件を附することあるも一般的に各紛争を調停に附託すべきものとなして居り又は附託し得るものとして居る。

既に述べたる如く調停と仲裁と判又は司法的解決と併行附託義務を認めて居る時、又は特定の紛争に限り調停又は仲裁と判又は司法的解決に附託義務を認めて居る時若し當事國の一方にして調停に事件を附託したるに他方は他種の解決方法に依るべきものなることを主張する場合に關しては如何、波爾的條約第七條は、紛争當事國の一方が紛争を調停手續に附託したる場合に於いて相手當事國が該紛争に付き常設國際司法裁判所の管轄の當事國に對し義務的なるの故を以て右管轄を主張し該紛争を同裁判所に附託したるときは該紛争の審査は同裁判所が其の管轄を決定するとき迄停止せらるべしと規定し、又蘭獨條約第十二條は、調停手續に緊屬中の紛争事件が常設國際裁判所、仲裁裁判所又は第一條第二項に依る特別手續に依り裁定せらるべきものなるを他方當事國に於て主張する場合に之を管轄するの權限ありと主張せらるゝ機關に於て右前提問題に付裁決すと規定し、共に他の裁判制度に優先的地位を與へて居るのであり、調停は他の裁判制度で管轄権なき場合にのみ管轄権ありとなすのである。是調停の性質が紛争解決の爲めに拘束力なき全然勸告に過ぎざる結果、力強き紛争解決方法を得んが爲めに外ならぬのである、然らば居中調停等と競合したる

場合に於ては如何、全米調停總議定書第五條は、周旋又は居中調停等の處理方法を調停委員會に依る調停の外に採用することは敢て不可なきも、其解決の效力競合の場合には調停委員會に讓るべきものとし、此調停に優先地位を與へて居るのであり、蓋し調停の性質が居中調停亦是周旋等に比し解決方法の近代化として公平且有力なるを以てに外ならぬのである。

七

紛争が発生した場合に於いて、常設調停委員會の設置なき場合には、既述の如く特別調停委員會が組織構成せらるゝと雖も、當事國の合意に依りて選任す可き委員を得ることは、當事國間の紛争支配心理に伴れて容易に合意に達し得ざるべく、第二次的方法に依り構成を見ることとなるであらう。次に常設又は特別調停委員會の設置せらるゝ場合に於いては、紛争當事國の雙方は合意に依り又は合意なき場合には當事國の何れか一方より議長に對し請求に依り事件の附託がなされる。此請求書には紛争の目的を略述すると共に調停に達する迄の一切の友好的措置を委員會が採用し得べき權限を委員會に託する旨の記載がなされねばならぬ。一方的附託が認めらるゝ事は從來の國際審査委員會又は居中調停等大いに異り、調停條約に依る調停の義務的たるの結果に外ならぬのである。若し當事國の合意に基かぬ場合ならば、該請求は他方の當事國へ遲滞なく送達することが必要であるが、米獨條約に依るときは一方的附託を認むるや、將又合意に基く事を要するやが、ブライアン條約同様明確でない。今此一方的附託を認むる場合に於ける他方の當事國へ送達せらるべき請求が何人に依りなざるべきかに關し、標準條約は明確でなく、或は議長より送達せらるべきかに解せられるが、佛蘭西セルブ・クロアチア・スロヴェニア條約は伊太利瑞西條約と共に附託國より直接になさるべきものとして居る。蓋し相手國へは成可く早く事件附託の事

實を知らしめるの要あるを以てに外ならぬ。

調停は右の如く當事國より事件を調停委員會へ附託する場合に限られ、調停委員會より進んで紛争の調停を提供し得るものでない、即ち調停委員會には調停提供の能動的權能を附託せられないを原則とすると雖も、ブライアン條約を踏襲せる米獨調停條約は、國際委員會は之が爲め全員の同意を経て自發的に其の援助 service を提議することを得(第三條)と規定して居る、右の如き例外は別として事件附託を受けねば能動的權能の調停委員會になる事は、一面國際機關に依る紛争解決方法として、或は仲裁と判、或は司法的解決、或は聯盟理事會又は聯盟總會の審査等と同一制度を採用し同一步調に出で居るものに外ならず、他面居中調停が單に各紛争當事國より第三國又は其機關若しくは個人に依頼し得るのみならず、更に進んで第三國又は其機關若しくは個人より各紛争當事國に對し居中調停を提供し得るとは多異なる差違が存すると言ひ得る。更に居中調停は事實上にあつては、調停の提供若しくは依頼、紛争國雙方の合意、調停の範圍等を書面の形に作成すると雖も、法理上又は條約上より何等斯かる要式の書類に依るを要しないのであるが、調停の場合には(一)紛争の目的(二)調停に達する迄の一切の友好的措置を委員會が採用し得べき權限を委員會に託する旨の以上二要件を具備したる請求書(又は條約に依り依頼書)を以て附託する即ち要式書類に依らねばならぬのである。從て假令口頭又は電話に依り事件附託の通告をなすも、此要式書類を提出せねば事件の調停附託があつたものと言ひ得ない。又假令書類は提出せられるとも右の二要件を具備せねば調停附託とはならない。此附託請求書所要事項は事情を異にせる國際審査委員會の審査條約の締結の思想を汲むものでもなければ、ブライアン平和條約の影響でもなく、唯從來の居中調停の實際的書類作成が成文化化したのと、更に司法裁判の如く國際裁判思想の進化に依る影響と推する。

昭和四年度關西大學學友會收支決算(自昭和四年一月至昭和四年十二月)

調停附託請求書には右の二要件で足るのであらうか、果して然らば從來の居中調停の如く紛争國雙方の合意(尤も是は合意のあつた場合に關すること多し)の有無、調停の範圍等は記載するの要がないものと見るべきであらうか、前者が必要なることは明瞭であらう。而して後者に關しては疑問視するの要がある。若し調停に附託し其審査報告に依る勸告又は審査後の勸告が紛争解決の爲めになさるゝ前提として、紛争範圍を限定するが如き場合には果して調停の目的に背反せぬであらうかの點である。従つて若し調停の目的に背反するが如き紛争範圍の限定即ち調停に依り紛争が解決に達せられぬが如き範圍に關するならば、斯かる範圍の限定は承認し得ぬものと言はねばならぬ。然し紛争原因の個々につき分割の上其制限下に調停に附託するならば紛争を漸次全解決に導くが故に承認し得ると信ずる。故に調停の目的に背反せぬ範圍の限定等は宜しく附託請求書に掲記すべきである。(未完)

筆者は大正十三年本學專門部法律科卒業、同年四月高等研究科に進み爾後千賀博士指導の下に國際公法を専攻し、大正十三年十一月國際法學會募集にかゝるグロウウス名譽出版三百年記念賞論文に「國際聯盟の將來を論ず」を寄せ入選受賞。昭和二年九月「國際紛争論」を卒業論文として優等の成績を以て卒業、爾來専心研究を續けてゐる篤學の士である

(第七頁よりつゞく)

の前提として各個人が労働することによる収益は個々別々の測定し算定し得らるゝことを必要條件と致しますが、かかることは個々の個人が各々別々に獨立して各々に單獨に生産に従事してゐる場合に限り始めて考へ得らるゝ思想であつて、多數人が共同し繼續して生産に従事してゐる場合——世間一般の生産は殆んど全部がこの種のもの——には各個人の労働によつて果してどれだけの物が實際に生産されたかと云ふことはそれは全く測定計算することの出来難いものである。然るに現今の社會組織に於ては殆んどあらゆる事物は悉くみな多數人の共同繼續の労働によつて生産されてゐるものである。従つて誰がどれだけ程宛の生産をなすか、爲したかと云ふことは實際問題としては全く測定計算することが出来ない問題である。

(未完)

項		目		部		部		考	
入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
一、入會金		一、基本金		二、超過額		一、基本金		二、超過額	
二、會費		一、會費		二、超過額		二、超過額		二、超過額	
三、雜收入		一、預金利息		三、超過額		三、超過額		三、超過額	
四、前年度繰越金		二、預金利息		四、超過額		四、超過額		四、超過額	
合 計		三、雜收入		五、超過額		五、超過額		五、超過額	
		一、基本金		六、超過額		六、超過額		六、超過額	
		二、繰越金		七、超過額		七、超過額		七、超過額	
		三、繰越金		八、超過額		八、超過額		八、超過額	
		合 計		九、超過額		九、超過額		九、超過額	
		一、補助費		一〇、超過額		一〇、超過額		一〇、超過額	
		二、補助費		一一、超過額		一一、超過額		一一、超過額	
		三、補助費		一二、超過額		一二、超過額		一二、超過額	
		四、補助費		一三、超過額		一三、超過額		一三、超過額	
		五、補助費		一四、超過額		一四、超過額		一四、超過額	
		六、補助費		一五、超過額		一五、超過額		一五、超過額	
		七、補助費		一六、超過額		一六、超過額		一六、超過額	
		八、補助費		一七、超過額		一七、超過額		一七、超過額	
		九、補助費		一八、超過額		一八、超過額		一八、超過額	
		一〇、補助費		一九、超過額		一九、超過額		一九、超過額	
		一一、補助費		二〇、超過額		二〇、超過額		二〇、超過額	
		一二、補助費		二一、超過額		二一、超過額		二一、超過額	
		一三、補助費		二二、超過額		二二、超過額		二二、超過額	
		一四、補助費		二三、超過額		二三、超過額		二三、超過額	
		一五、補助費		二四、超過額		二四、超過額		二四、超過額	
		一六、補助費		二五、超過額		二五、超過額		二五、超過額	
		一七、補助費		二六、超過額		二六、超過額		二六、超過額	
		一八、補助費		二七、超過額		二七、超過額		二七、超過額	
		一九、補助費		二八、超過額		二八、超過額		二八、超過額	
		二〇、補助費		二九、超過額		二九、超過額		二九、超過額	
		二一、補助費		三〇、超過額		三〇、超過額		三〇、超過額	
		二二、補助費		三一、超過額		三一、超過額		三一、超過額	
		二三、補助費		三二、超過額		三二、超過額		三二、超過額	
		二四、補助費		三三、超過額		三三、超過額		三三、超過額	
		二五、補助費		三四、超過額		三四、超過額		三四、超過額	
		二六、補助費		三五、超過額		三五、超過額		三五、超過額	
		二七、補助費		三六、超過額		三六、超過額		三六、超過額	
		二八、補助費		三七、超過額		三七、超過額		三七、超過額	
		二九、補助費		三八、超過額		三八、超過額		三八、超過額	
		三〇、補助費		三九、超過額		三九、超過額		三九、超過額	
		三一、補助費		四〇、超過額		四〇、超過額		四〇、超過額	
		三二、補助費		四一、超過額		四一、超過額		四一、超過額	
		三三、補助費		四二、超過額		四二、超過額		四二、超過額	
		三四、補助費		四三、超過額		四三、超過額		四三、超過額	
		三五、補助費		四四、超過額		四四、超過額		四四、超過額	
		三六、補助費		四五、超過額		四五、超過額		四五、超過額	
		三七、補助費		四六、超過額		四六、超過額		四六、超過額	
		三八、補助費		四七、超過額		四七、超過額		四七、超過額	
		三九、補助費		四八、超過額		四八、超過額		四八、超過額	
		四〇、補助費		四九、超過額		四九、超過額		四九、超過額	
		四一、補助費		五〇、超過額		五〇、超過額		五〇、超過額	
		四二、補助費		五一、超過額		五一、超過額		五一、超過額	
		四三、補助費		五二、超過額		五二、超過額		五二、超過額	
		四四、補助費		五三、超過額		五三、超過額		五三、超過額	
		四五、補助費		五四、超過額		五四、超過額		五四、超過額	
		四六、補助費		五五、超過額		五五、超過額		五五、超過額	
		四七、補助費		五六、超過額		五六、超過額		五六、超過額	
		四八、補助費		五七、超過額		五七、超過額		五七、超過額	
		四九、補助費		五八、超過額		五八、超過額		五八、超過額	
		五〇、補助費		五九、超過額		五九、超過額		五九、超過額	
		五一、補助費		六〇、超過額		六〇、超過額		六〇、超過額	

千里山歌壇

卒業 鈴木武文

悲みも喜びもあり兎も角も送り出さるる我等
が心は
ただ一途にただ純情に生きて來し學生生活を
了るさびしさ
かにかくに六年は過ぎぬ大いなる我思出ごな
りにけるかも
寒霞溪にて 廣田弘應

翼あらば玉笈峰を一ご飛びに飛びまほしけれ
雷鳥のごと
校友 小林間喜太

枯草の堤に子供等坐り居て寫生するなり二月
の眞晝
失業の身はなご悲し新聞の案内欄を細々見る
捨ててあるバットの箱を蹴ると云ふ悲しから
ずや失業の身は
一握の砂を示しし人をしてふ啄木の歌は悲しかりける
明日からご思ひて寝る吾なれご來る日來る日
を無爲に送れる
淡雪の屋根の瓦に降りつ消ゆボタリくご雨
たれの音
名も知らぬ通りすかりにフト見たる人思ひ出
て雨ふる夜かな
云ひ切りて淋しき心かたくなな吾性を悲
しく思ふ
今日の日もまた暮れぬるか窓に倚り沈む夕日
を悲し見てあり
まごい付く知らぬ仔犬の可愛きを胸に抱きて
頬すりするも
雨の日を病伏し居れば電灯のごもるも待たれ
嬉しくあるに

新刊紹介

歌集「上福島の家」

菊池庫郎氏 著

どうくく 菊池庫郎氏の歌が一つの纏ったものとなつて出た。

暫々國民文學等に出して居られるのを拜見しても、氏は決して寡作の人ではない。其の上兩三十年が間、歌と共に生き今では生活其ものが歌になつて居るごさへ思はれる程なのに、今迄少しも纏めやうごせられなんだ。「これは餘りに惜しい」と思つたので、周圍から出版せられてはご薦めた事もあつたが「歌集を作る事と歌を作る事とは意味が異ふから」といふやうな事をほめかして心を動かされたやうにも見えなかつた。

兎角賣名や營利等の雑念の仲ふかに見える此種の企をいごはれる氏の此態度は眞に超俗的であり、寧ろ心なき周圍の業は氏への胃瀆の感があつた。で、出版等の如きは、逃ぐるが如く避くるが如き氏に望むよりは、何等かの機縁がこれを強ひるのを待つの外はなかつた。それが此度殊に歌人の間に計畫せられて其等の方々の一切奉仕的な努力に依り、どうくく若干部が集められ「上福島の家」として生れ出でたのである。

こうして、纏められた姿で、眺めると氏全體がふんわりと嬉りなく浮ひ出て居る。そして氏の歌を中心として同じ道にいそむ多くの歌人達の美しい心根がそこはかごなく裏付けられて居るのが一層光彩を添へる様に見える。

一寸同氏の序文か何かを附けてあればいふ驚かな慾望を持たされはするが、氏自身は序も書いて居られない。結文も拒まれたらしい。が、其處に又歌人菊池庫郎氏の面影が湧いて出て来る。嘗ての言葉通りに矢張り氏は只ひとすちに「歌に生きる事」に満足して良寛や一茶にも比すべき心境に遊び、歌集を作る事の如きは、氏をおしむ人々の爲すがまゝに打まかして居られる。

賣名營利其他の目的の爲に詩歌が盛にものせられて居る現代に、餘り豊かではない生活を送つて居られるらしい氏が、歌三昧の生活に、否、生活三昧の歌に生きて其等の雑念より遙かに離れたおそろしく非現代的な足取りで漸く出版を肯ぜられた事は、其自身一つの暗示的な出来事であると言はねばならない。

一度これを手に入れば、氏の此の心境より歌ひ出でたる三十一文字は如何程和歌とは距離のある者にも、人生の大きな謎を突きつけ、又、

社會への道を訓へ諭すが如き感を抱かせずには置かないであらう其は勿論氏自身歌作の堂を極めて居るゝが爲である。氏の心境を眞正直に描き出し他の追隨を許さざる所あるが爲である。此處には、氏の作歌に對する批評がまじき事を企つべくもない氏を待つて初めて把み得らるゝ直觀の世界が傑き迄に我等の心底にも映し出され、氏の眞如の哲學が我等の全身に迫る時、其は最早や燦として受取る必要がなくなつて居る。故に「上福島の家」は讀む者の心々に随ひ易々と翻譯し得る一哲學書であり、爲に一層魅力を増すといふ事は許される。

氏の歌は生活の餘技に非ずして生活其ものである。一つきつめた社會を掘り下げて居る間にフト氣が付いて見れば問題は自分に集中せられて居り、其の自分自身を丹念に掘り下げて行く間に自らは影を窺めて絶對的な純粹な社會としての家庭が浮ひ出た。ごでも言ひたい様に、自らの影を隠し、家庭を通して氏の哲學が現れて居る。従つて其の取れる題材は殆んど家庭ご歌會ごに限られ、十三堤にも練兵場にも氏の此の家は附きものである。

而して、此の純粹な社會、家、を通して複雑な社會を語り、歌會を通しては、主として正視した自己の姿を寫して居られる。恰も複雑な現象を解く前には一先づ其純な粹形に於ける原理原則を究めて見なければならぬごでも言ひたい。

氏よ。極端に自己本位的であるかご見れば自己滅却の社會に溶け込んで居るゝごも見ゆる氏は、個人ご社會ごが確然ご對立し、同時に混然ご融合して居る姿の中に眼をつむつて正坐して居るゝのであるか、又、時に「一介の些事を見てもにこやかに微笑みかけられるのであるか、恐らく氏は何でも好いこのまゝの俺だ」と答へらるゝであらう。

終りに氏は、窪田氏等ご同派の人で、庫郎ごいふは「ごぶ川に浮き上りたるごぶごうに心ごられて見て立てるかも」と歌はれた大正四年からこの方福島に住ひ、今も尙「ごころ狭くむつぎほしたりほしながら妻もその事言ひてながめつ」「あらび來る風よご思ひつごころふせば目には疊のきたなきが見ゆ」其家に居て我關西大學が上福島にあつた頃は其處へ、今は又天六學舎へご毎日通つて居られる菊池金次郎氏の事である。

同じ學舎にありて此の歌人あるを知る時、自ら心豊かなるを感じざるを得ない。或は同氏の心には背かむご思ひつゝも一寸申添へて置きたい。

明日が二分時の後に迫る。夜は靜かになつて行く。幸ひに氏の歌の眠りよ安らかにあれ。

(古川生)

校友大會御案内

本年度新卒業生歡迎旁左記ノ通り校友大會相催候間何卒御出席被成下度此段御案内申上候
日時 三月二十日(卒業式當日) 午後六時

會場 大阪市中央公會堂大食堂
會費 金四圓也(當日持參ノ事)
尙準備ノ都合モ有之候へバ御出席ノ方ハ前日迄天六學舎宛御通知被下度候

關西大學校友會

校友並關係者各位

大正十一年六月十五日創刊
昭和五年三月十三日印刷
昭和五年三月十五日發行

不許複製

編輯兼發行人 遠藤 銀
印刷者 谷口 默次
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局

大坂市東淀川區長柄中通

天六學舎 關西大學

千里山學舎 關西大學

電話 堀川一〇三九
堀川一七六〇
堀川一七六〇
電話 吹田 一一三

學報維持費について

本學學報は卒業生各位に對し廣く每號配附いたすのが本意ですが經費の關係上遺憾ながら各位の御援助に俟たなければなりませんので、本年四月よりこれが維持費として年額金壹圓也御拂込の方に限り御送附することになりましたから希望者は左欄申込書と共に會計課宛御拂込を願ひます。

なほ御拂込なき方は四月以降送附を見合せることにしますから豫め御諒承下さる。

昭和五年三月

關西大學學報局

(拂込方法は郵便爲替か振替のこと
振替番號は大阪壹貳八七五番です)

學報申込書

一金圓也 但學報維持費 〇年分(自昭和 年 月 月)

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報課御中

明治 年 學部 科卒業
昭和 年 専門部

- 一、勤務先
- 一、現住所

◎維持費へ會計課へ納付ノコト

校友會員名簿について

豫て本誌上で御知らせして居ります通り、校友會員名簿は基金として金參圓納入者に限り發行の都度配附することになつて居りますから、希望者は左欄申込書と共に基金を會計課宛御拂込願ひます

尙昭和五年度用名簿は先般印刷出來ました

昭和五年三月

關西大學校友會

申込書

一金參圓也 校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

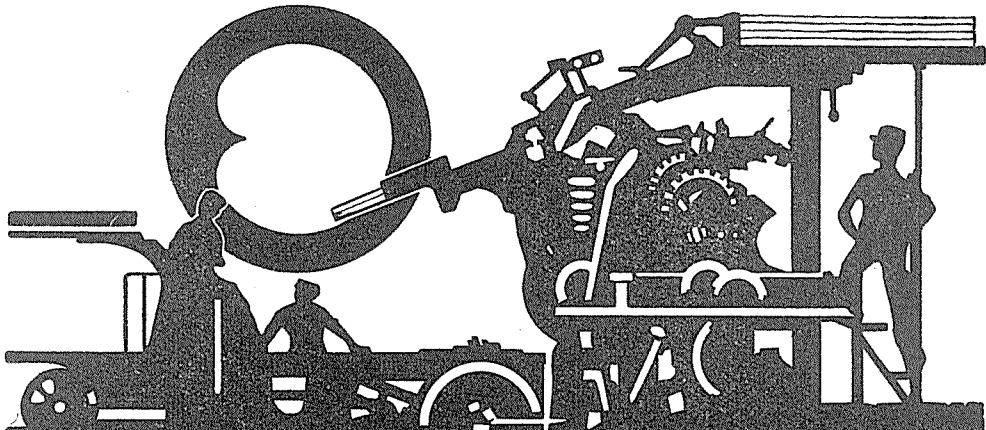
氏名

關西大學校友會御中

明治 年 學部 科卒業
昭和 年 専門部

- 一、勤務先
- 一、現住所

備考(◎基金へ會計課へ
◎住所勤務先等ノ移動へ學報課へ)



谷口印刷所

良いい印刷と帳簿

時代に適應した みな様の印刷所

今日の製産工業界に於ては、設備の完全と技術の優秀とを期し、これらを合理化し能率増進を本位とするは時代の要求です。

弊所はこの要求に應じて歐米の最新式機械を増設し、且つ熟練せる技術者を撰擇採用して、印刷工業界に斷然頭角を現しました。更に今回自動活字鑄造機を購入して、一日優に十數萬の新活字を鑄造し以て一度使用せる活字は再び用ひず、新鮮味ある印刷物を御得意各位に提供致します。斯くの如き製産の合理化は、必然的に品質の優良と、時間の經濟化、しかも價格低廉なる印刷物を供給して、皆様の御満足を得る事と確信致します。何卒「皆様の印刷所」として御鞭撻を仰ぎ、續々弊所を御利用されん事を偏に御願ひ申します。

第一工場
大阪北區堂嶋三丁目
電話二四三
第二工場
大阪東區谷町三丁目
電話二二二六・七七

總發行所
大阪北區堂嶋三丁目
電話一四三一・五三一
大阪大番一三六

○特長 空氣清澄
○市内教育理想境

大阪市此花區(北港住宅地内)
市電春日出下車

生徒募集

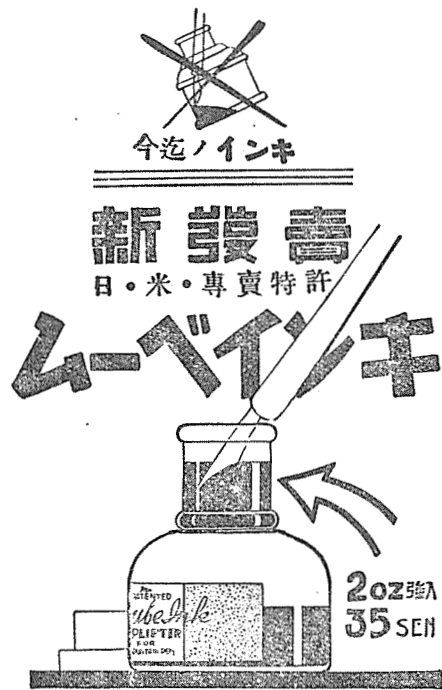
淀の水高等女學校

◆募集人員 一年一五〇名 上級各若干名

上級編入志願者便覽

- 一、學年ニ相當スル年齢ニ達シ編入試験ニ合格シタルモノハ相當學年ニ編入ス
- 二、學力檢定ハ志願スル學年ノ前學年末ノ程度ニ於テ英語、國語、數學ニツキ試験ヲ行フ
- 三、第四學年迄ノ英語、國語、數學教科書ハ左ノ如シ

學年	科目	英語	國語	算數
一年	ガールズニユー クラウンリーダー (三省堂) 神田乃武	ガールズニユー クラウンリーダー 二 イングリッシュ ニ (項本元直)	修正新編女子國文一、二 藤井乙男 春日政治 女子現代文精選 (新刊出)	女子算術教科書 (林 鶴一)
二年	ガールズニユー クラウンリーダー 二 ガールズニユー イングリッシュ ニ (項本元直)	ガールズニユー クラウンリーダー 三 イングリッシュ ニ ガールズニユー イングリッシュ ニ	修正新編女子國文三、四 女子現代文精選 二	女學校用新代數 正編 (中川銓吉) 一元一次方程式迄
三年	ガールズニユー クラウンリーダー 三 ガールズニユー イングリッシュ ニ	ガールズニユー クラウンリーダー 四 ガールズニユー イングリッシュ ニ	修正新編女子國文五、六 女子現代文精選 三	女學校用新代數 正編 聯立方程式迄 女子新幾何 (園 正造) 三角形迄
四年	ガールズニユー クラウンリーダー 四 ガールズニユー イングリッシュ ニ	ガールズニユー クラウンリーダー 四 ガールズニユー イングリッシュ ニ	修正新編女子國文七、八 女子現代文精選 四	女學校用新代數 續編 二次方程式迄 女子新幾何 圓ノ前迄



萬人ノ驚異インキ界ノコメット
最後迄上テ使ヘルインキ
最モ新シイ感覺ノ瓶
素晴シイ品質ト其ノ色調
全國藥局、百貨店、學校
給品部文房具店ニアリ
發賣元 大阪市東區道修町二丁目 山口商店インキ部

市電天六下車淀川稅務所隣

電話 堀川一九五一番

晝夜共文部大臣甲種認可

甲種 此花商業學校 生徒募集

- 第一本科(晝) 一年一〇〇名 二、三年若干名
- 第二本科(夜) 一年一〇〇名 二、三年若干名

◎募集人員

第一學年 約二百五十名
第二、三學年 補缺若干名

關西甲種商業學校

◇願書受付 自三月一日至三月二十五日

◇入學考查 三月二十六日、二十七日

◎特長 夜間教授・甲種認可・修業年限三年

關西第一商業學校

◇募集人員 第一學年二百名

◇願書受付 三月二十二日迄

◇考查期日 三月廿三日(日曜)

大阪東淀川區長柄
中通 關西大學内

生徒募集

募集人員

第一學年 百五十名 <small>(尋常小學校卒業以上、同等以上ノ者)</small>	第二學年 五十名 <small>(高等小學校第一學年修了以上)</small>	第三學年 五十名 <small>(高等小學校第一學年修了以上)</small>
第一學年 百五十名 <small>(高等小學校卒業以上、中等學校第二學年修了以上)</small>	第二學年 五十名 <small>(高等小學校卒業以上、同等以上)</small>	第三學年 五十名 <small>(高等小學校卒業以上、同等以上)</small>

入學考查

第一本科 三月十六日(日曜)	第二本科 三月三十日(日曜)
----------------	----------------

財團法人 大阪城東商業學校

顧問 京大教授 烏賀陽然良
法學博士
校長 谷岡登

所在地 大阪市内大軌小阪停留所前

電話 小阪 一六五番
三一一番

敷地 五千坪
校舍 八百三十坪

規則書申込次第進呈

卒業者は第一本科、第二本科共に中學校卒業と同等の資格を有す

脚氣新薬

ビタミンBの含量豊富
 価格最も低廉なり

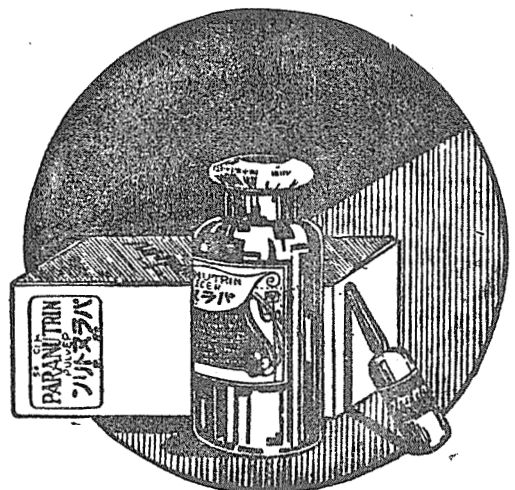
パラヌトリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるビタミンB劑にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

パラヌトリン

皮下注射用	五三一 ccccc 五五本 五五本	五三一 ccccc 五五本 五五本	全	五〇〇 cccc	五〇〇 cccc
内服用液	五一一 ccccc 二、五〇	五一一 ccccc 二、五〇	粉	五、二二〇	五、二二〇
			末	一、二〇〇	一、二〇〇
				二、〇〇〇	二、〇〇〇

發賣元 株式会社 塩野義商店
 大阪市東區道修町
 東京市日本橋區岩附町



PA.51

(量的生産よりも質的向上を目標とす)

北陽商業學校

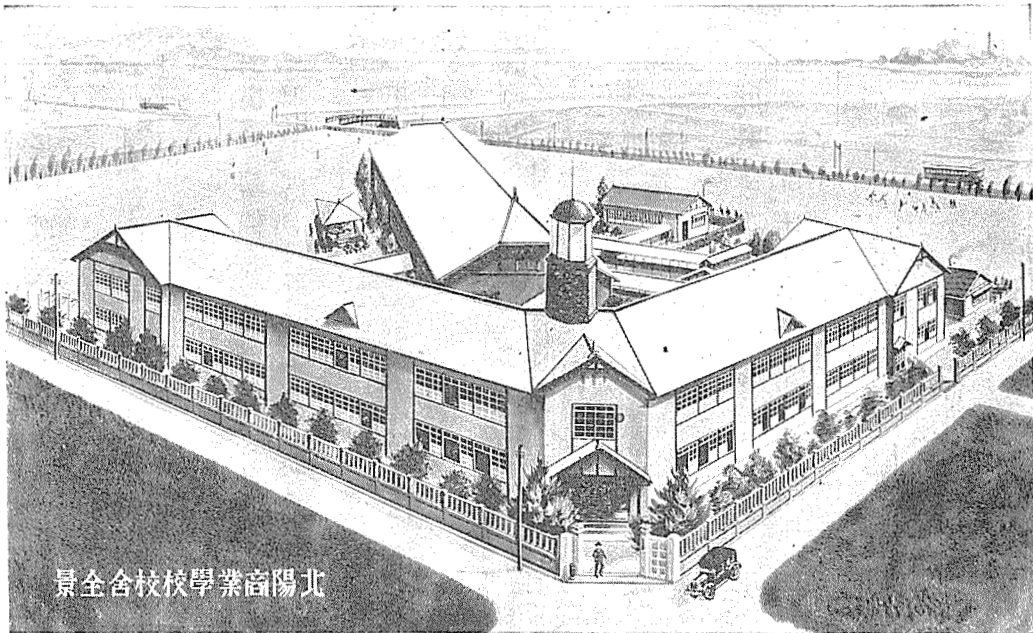
(晝) **第一部** [文部省認定修業年限五ヶ年制] **第一學年八十名** (二學級ニス) 募集ス
[尋常小學校卒業入學資格ナリ] (編成ニス)

(夜) **第二部** [文部省認定特設夜間授業ノ甲種商業修業] **第一學年八十名** (二學級ニス) 募集ス
[年限本科四年制高小卒又ハ同程度ヨリ入學] (編成ニス)

第一部、第二部共上級各學年補欠若干名ニ限リ檢定試験ノ上入學ヲ許可ス

學則ハ郵便又ハ直接學校へ(電話北七五七五番)

所在地 大阪市東淀川區淡路町 (天六ヨリ約五分淡路交叉点下車)
新京阪電車淡路下車東一丁半



北陽商業學校校舍全景

本校の特色

(量的生産よりも質的向上を目標とす)

一、中學校卒業と本校卒業生の特典

本校は文部大臣の認可を得て設立したる夜間部五ヶ年制(入學資格夜間部本科四ヶ年制又ハ同程度)の甲種商業學校なれば本校卒業生は一般上級學校入學に關し夜間部課程を問はず中學校卒業生と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任文官たる資格及在學中徴集(兵検査ヲ受ケテモヨイ)幹部候補生たる資格及在學年限短縮其他官公立同種學校の有する一切の特典を有す(本校には陸軍省より現役配屬將校が配屬されて居る)

二、人格の感化は本校教育の第一義

人格の感化は吾人の容易に口にし得べからざるところなりと雖も調育の第一義は畢竟茲にあり、故に先づ教師の人格に於て、或るべく言説の教を少くし學校全生徒中に道徳的空氣を 溢せしめあらゆる施設中に徳性錬磨の機會を創せしめて方今漸く華美矯情に流れんとする都市子弟を指導せん事に努む。

三、本校商業學科と實力養成

甲種商業學校卒業生は一般上級學校入學に關し中學校卒業生と同等以上の資格取扱をうけ上級學校に進み得るも商業學校の使命は實業社會に役立つ實務員の養成にあり、故に本校に於いては廣く實業家の實業上の意見を徴し以て商業學科及び珠算科に力をいたし、あらゆる機會をとらへて之が實力養成に資せむとす。

四、人としての教育

學校教育の領域は人としての教育即ち人間としての教育であるべきなり然るに現時中等教育に於いては餘りに主智的職業的に偏し人から人へ心から心へ精神教育について比較的省みられず本校が音樂科を學科中毎週一時間を加へたるも蓋し意こゝにあり。

五、照明學上より備へたる本校教室

從來高唱されつゝある學校衛生設備は多く夜間通學生のみを考慮し夜間通學生の爲めに省みらるもの殆ど無し本校は特に此點に意を用ひて各教室に冬季はストーブを設置し夜間教室電燈其他の設備の完備に努む。

六、教育的環境と生徒の健康

本校新校舎は東淀川區塚本水廻りに隣接し流れつきせぬ淀川を前方に東に生駒山西に六甲野郎山を一帯に望み長閑に霞む春の日は附近一休菜花に埋れ寒氣清涼教育上學校衛生上最適地なり。

七、委託生制度

本校(第二部即ち夜間部)に銀行會社商店の委託生制度を設け之等入學者は入學に關し特別の取扱をなす(但シ委託生ハ第一學年第一學年ニ限ル)委託生特別取扱は、銀行會社商店勤務のものにして自己の勤務先の直接監督者の推薦あるものは設備の上無試験入學を許す。

八、關西大學校友推薦無試験入學

小學校最終成績平均八点以上のものに限り設備上の無試験入學を許可す。

關西大學學生募集

學部

法文學部

法律學科
政治學科
哲學科
英文學科
英吉利法
獨逸法
佛蘭西法

各科第一學年

經濟學部

經濟學科
商業學科

出願期間 三月一日ヨリ四月六日迄
試驗期日 四月七日及八日

大學豫科 第一學年 四百名

出願期間 二月十五日ヨリ四月三日迄
試驗期日 四月四日及五日

專門部

本科第一學年

法律學科、經濟學科、商業學科
法律學科、經濟學科、商業學科
文 學 科 (國語漢文專攻科)
文 學 科 (英語專攻科)

第一部(晝間)
第二部(夜間)

別科第一學年

法律學科、經濟學科、商業學科
文 學 科 (國語漢文專攻科)
文 學 科 (英語專攻科)

第二部(夜間)

出願期間 二月二十日ヨリ三月三十一日迄
試驗期日 四月二日及四日

大阪市外千里山

關西大學

電話吹田一二三

大阪市東淀川區長柄中通二丁目

關西大學專門部

電話堀川一〇三九・一五八〇・一七八〇

詳細ハ郵券五錢ヲ添ヘ志願學科別(學部・大學豫科・專門部)明記ノ上天六學舎庶務課宛照會ノコト